

## バングラデシュにおける司法制度

浅野宜之

大阪大谷大学 人間社会学部

はじめに

### 1. バングラデシュ司法制度の現状

- (1) 独立までの司法制度
  - (2) 現行の司法制度概観
  - (3) 最高裁判所
    - (3) -1 憲法の規定に見る最高裁判所
      - ①組織
      - ②上訴部の管轄権
      - ③高裁部の管轄権
    - (3) -2 最高裁判所の現状
      - ①上訴部の裁判官
      - ②高裁部の裁判官
      - ③統計
  - (4) 下位裁判所 (Subordinate court)
    - (4) -1 民事裁判所
    - (4) -2 刑事裁判所
      - ①セッション裁判所
      - ②マジストレイト裁判所
    - (4) -3 審判所 (Tribunal)
      - ①行政審判所
      - ②その他の常設審判所
      - ③特別裁判所
  - (5) 刑事訴訟手続き
- ### 2. 憲法問題に対する司法の姿勢
- (1) 司法権の独立と憲法改正
    - ①憲法第 16 次改正にいたる背景
    - ②憲法第 16 次改正
  - (2) 公益訴訟
- ### 3. 民間組織による法的支援の拡大
- (1) BLAST

- ①概要
- ②法律扶助活動
- ③調査活動
- ④法整備のための活動
- (2) BRAC
  - ①法教育
  - ②コミュニティ活動
  - ③法律扶助
- 4. 村法廷 (village court)
  - (1) 村法廷の設置、組織
  - (2) 村法廷の権限、手続き
  - (3) 村法廷の管轄
    - ①民事管轄権
    - ②刑事管轄権
  - (4) 村法廷活性化プロジェクト
    - ①村法廷の現状
    - ②活性化のための働きかけ
- 5. 司法改革
  - (1) DANIDA などによる司法制度改革
  - (2) 司法強化プロジェクト (Judicial Strengthening Project: JUST)
    - ①JUST 実施の背景
    - ②JUST の概要
    - ③県判事裁判所におけるケース管理委員会
- 6. 法曹養成制度と裁判官の研修
  - (1) 法学教育
    - ①現状
    - ②カリキュラム
    - ③課題
    - ④法律委員会による提言
  - (2) バングラデシュ弁護士会連合 (Bangladesh Bar Council) およびその他の法律職
    - ①弁護士
    - ②その他の法律職
  - (3) 司法研修所 (Judicial Administration Training Institute : JATI)
    - ①JATI の組織と活動内容
    - ②JATI における研修

### ③JATIにおける研修の手法

### ④DANIDA-JATIプロジェクト

まとめ

資料

図一 1. バングラデシュ司法制度体系図

参考資料一覧

はじめに

バングラデシュは、南アジアに位置する国の一つであり、国土面積が 14 万 9000 平方キロメートルと世界的に見ても必ずしも広くないなか、1 億 5000 万人以上の人口をかかえる国でもあるという特徴をもつ。南にベンガル湾が広がるほかは、国境のほとんどを南アジアの大国インドと接している。元来イギリスによる植民地統治期はインド帝国の版図の一部をなしており、法制度の面でもイギリスから継受した近代法を主とする面で、インドと共通している点が多々見られる。同時に、その人口の 90 パーセント近くがイスラーム教徒であり、これが紛争解決制度を含む文化的側面に影響を及ぼしている点が見られる。したがって、バングラデシュにおける司法制度について概観するに当たり、イギリス起源の近代的司法制度、イスラームの影響を受けた紛争解決制度、そして裁判外の紛争解決制度について取り上げる必要がある。その検討に当たっては、隣国インドとの比較もふまえて行う必要がある。また、本稿ではバングラデシュの司法制度の組織的側面とともに、その改革の現状、さらに、司法制度を支える法曹の養成についても取り上げる。

## 1. バングラデシュ司法制度の現状

### (1) バングラデシュ独立までの司法制度

本項は、とくに近代的司法制度について詳述する。なお、本項における記述は基本的に制度の紹介であり、それぞれの裁判所などの紛争解決機関を選択する住民の理由づけなどについては、後掲の司法改革に関する項において、改革の背景説明の際に紹介する。

バングラデシュは 1971 年の独立まではパキスタンの東部分として存在していた。パキスタンは 1947 年のいわゆるインドとの分離独立まで、インド帝国の一部を構成していた。したがって、独立までの司法制度はインドと共通したものであった。

1850 年代から開始された司法制度改革は、民事訴訟法典、刑事訴訟法典および刑法典の制定作業開始に引き続き、インド高等法院法の制定により 1861 年に第一段階の完成をみた。この法律の制定により、3 つの管区都市に高等法院が設置されることとなったが、本稿で対象とするベンガル地方に関して言えば、1862 年にカルカッタ高等法院が設置された。この高等法院は、いわば司法改革までに存在していた最高法院 (Supreme Court) と中央民事

裁判所などが廃止され、その代わりに設置されたものである。高等法院の領域的管轄権は、当該管区都市に限定されていた。高等法院の判決等に対する上訴は、イギリス本国の枢密院（Privy Council）に行うことができることとされていた。

1935年のインド統治法では、インドの政体を連邦制とすることが定められていた。その結果、高等裁判所の上位に連邦裁判所（Federal Court）が設置され、さらにその上位に枢密院が位置する体系が整備された。連邦裁判所は、長官と2名の裁判官の合計3名から構成される。これらの裁判官となる資格としては、①高等裁判所における5年以上の裁判官経験、②10年以上のバリスターとしての経験、または③高等裁判所における10年の弁護士経験のいずれかを有する者と定められていた。

1947年のインドとの分離独立の後、パキстанは現在のバングラデシュを領域とする東パキстанと、現在のパキстан領である西パキстанとの両領域を合わせて一つの国家とするという状況にいたった。ただし、司法制度自体は1935年インド統治法の規定から大きく変わることはなく、ラーホール高裁のみならず、シンド上級裁判所（Chief Court for Sindh）、北西部連合州およびバローチスターンの各司法コミッショナー裁判所は、そのまま設置された。同時に、ダッカにも高等裁判所が設置されている<sup>1</sup>。さらに、連邦裁判所も設置され、1950年には枢密院への上訴も廃止されて、パキстанにおける終審裁判所としての地位が確立した<sup>2</sup>。これが1956年には憲法制定とともに最高裁判所と名称が変更された。1969年には戒厳令が發布されたが、戒厳令政府による1969年暫定憲法令（Provisional Constitutional Order, 1969）は、すべての裁判所は戒厳令発布前と同じ権限をもつことが定められていたが、戒厳令政府等に対する訴訟は禁じられていた。戒厳令はバングラデシュ独立まで継続された。基本的に、パキстан時代の司法制度はイギリス統治期と大きく変わっていなかったといわれる<sup>3</sup>。

## （2）現行の司法制度概観

バングラデシュは1971年にパキстанから独立したが、その後の裁判所制度は次のようになっている。

まず、首都ダッカにおかれる最高裁判所（Supreme Court）には、上訴部と高等裁判所部が設けられている。その下位に、民事裁判を取り扱う裁判所の体系と刑事裁判を取り扱う裁判所の体系とが設けられている。

民事裁判にかかわる下級裁判所は、県判事裁判所（Court of District Judge：地方裁判所と訳する場合もある）が最上位にあり、その下に上位から順に追加県判事裁判所（Court of Additional District Judge）、共同県判事裁判所（Court of Joint District Judge）、上級判事補裁判所（Court of Senior Assistant Judge）、判事補裁判所（Court of Assistant Judge）が設置されている。

これに対し、刑事裁判にかかわる下級裁判所は、特別市（ダッカおよびチッタゴン）と

その他の地域とに分かれており、前者には特別市セッション判事裁判所（Court of Metropolitan Session Judge）が最上位におかれ、その下に追加特別市セッション判事裁判所（Court of Additional Metropolitan Session Judge）、共同特別市セッション判事裁判所（Court of Joint Metropolitan Session Judge）が設置される。その他の地域では最上位にセッション判事裁判所（Court of Session Judge）が置かれ、その下位に特別市の場合と同様、追加セッション判事裁判所（Court of Additional Session Judge）および共同セッション判事裁判所（Court of Joint Session Judge）が設けられる。ただし刑事訴訟については、上記の裁判所体系とは別に、特別市およびその他の地域それぞれにおいてセッション判事裁判所の下にマジストレイト裁判所が設けられる。特別市の場合は、上位から順に主任マジストレイト（Chief Metropolitan Magistrate）、追加主任マジストレイト（Additional Chief Metropolitan Magistrate）、特別市マジストレイト（Metropolitan Magistrate）が置かれる。その他の地域の場合は、主任司法マジストレイト（Chief Judicial Magistrate）、追加主任司法マジストレイト（Additional Chief Judicial Magistrate）、上級司法マジストレイト（第一級）（Senior Judicial Magistrate (First Class)）、司法マジストレイト（第二級および第三級）（Judicial Magistrate (Second Class or Third Class)）がそれぞれ置かれている。

上述の裁判所体系を図示すると図—1 のようになる。それぞれの裁判所は、訴額や刑罰などにより管轄権が異なっているが、別項にて詳述する。

### （3）最高裁判所

#### （3）-1 憲法の規定に見る最高裁判所

##### ①組織

##### a. 人的構成

1973 年憲法（以下憲法と略）第 22 条は、司法と行政との分離について定めている。この条文が置かれているのは憲法第 2 編「国家政策の基本原則（Fundamental Principles of State Policy）」の中である。この条文では国による行政からの司法の分離が規定されており、記述されている内容はインド憲法第 50 条と同じである。

憲法において司法に関する規定は、第 6 編に多く設けられている。まず、第 94 条では最高裁判所の組織について規定されており、最高裁判所（以下最高裁と略）が上訴部と高等裁判所部（以下高裁部と略）から構成されていること（第 1 項）、最高裁は最高裁長官とその他の裁判官から構成され、その任命は大統領によること（第 2 項）、最高裁長官および上訴部の裁判官が上訴部に所属し、その他の裁判官は高裁部に所属すること、そしてあらためて最高裁長官ならびにその他の裁判官は、司法権の行使に当たって独立していなければならないことを規定している（第 5 項）。本条のうち、まず最高裁の名のもとに上訴部と高

裁部とが存在していることが他国とは異なる構成をみせている。

第 95 条は、最高裁裁判官の任命について規定している。最高裁長官および上訴部や高裁部の裁判官は、大統領により任命される。最高裁長官の任命に当たっては、大統領は総理大臣や内閣の助言が求められてはいないが、実際には総理大臣との協議のうえで任命が行われているとされる<sup>4</sup>。なお、最高裁長官の任命に当たっては最先任の上訴部判事が新長官として選任されるという、最先任の原則が憲法上の慣習になっているとの訴えがなされたことがあったが、裁判所は「大統領は最高裁長官に就くのにふさわしい能力について考慮するものであって、大統領は候補者の能力について知るために各方面から自由に意見を聴取しうる」と判示された<sup>5</sup>。長官以外の裁判官については、元来最高裁長官との協議を経ることが定められていた。しかし、戒厳令布告により第 95 条第 1 項は改正され、長官との協議に関する規定は削除された。民政移管後もその規定は生き続けていたが、2011 年の憲法第 15 次改正によって長官との協議を経なければならないことが改めて規定された。

最高裁裁判官に任命される資格としては、第 95 条第 2 項において (a) 最高裁付き弁護士として 10 年を超える経験を持つ者、(b) バングラデシュ領内で司法官として 10 年を超える経験を持つ者、または最高裁裁判官の任命にかかわる法律において定められたその他の条件を満たす者が挙げられている。なお、第 95 条第 3 項において、「『最高裁判所』は、1977 年第二次宣言（第 10 次改正）命令の施行より前の時点で、現在のバングラデシュを構成する領域において高等裁判所または最高裁判所としての管轄権を行使していた裁判所を含む」とされている。これはとくに、同条第 2 項の裁判官の資格に関わる規定との関係で設けられたものである。

最高裁裁判官の定年は、67 歳であり、当該年齢に達する日までその職に就くものと規定されている（第 96 条第 1 項）。裁判官の身分は保障されている（同条第 2 項）が、2014 年に制定された憲法第 16 次改正法により、第 2 項以降の規定内容が変わることとなった<sup>6</sup>。この動きは司法権の独立とも関わって重要な問題であるので、別項において詳述する。

なお、最高裁長官が空位るとき、あるいは不在であったり、病気などでその職務に就けなかったりするときなどは、最高裁長官に続いて最先任の上訴部裁判官が、最高裁長官に代わってその職に当たることが規定されている（第 97 条）。このような場合でも、先任性の原則が用いられていることが分かる。

また、憲法第 98 条では、第 94 条の規定にかかわらず、大統領が最高裁判所各部の裁判官の数を増やす必要があると認めたとき、一人または複数の適格の者を、2 年を超えない期間で適当と認める間、追加判事として任命することができ、また、大統領が適当と考えるとき、高裁部の判事を一時的に上訴部の臨時判事として任命することができることを規定している。

高裁部の判事であった者は、その退職または解任の後、上訴部において法曹として業務を行うことができず、また、上記の場合を除いて最高裁判所の判事であった者は、追加判

事であった場合を除いて、退職または解任の後、法廷において法曹として活動することはできず、また国の業務を（司法的または準司法的なものを除き）遂行して利益を得ることあるいは主任アドバイザーやアドバイザーの職に就くことも認められない。

## b.場所

憲法第 100 条は、最高裁の常設法廷が首都（ダッカ）に置かれること、ただし高裁部のセッションズ法廷は最高裁長官が適当と定め、大統領が認めたその他の場所に設置することは可能とされている。

この規定は、1988 年の憲法第 8 次改正によって一時期変更されていたが、のちに上訴部が当該変更を権限超越であり、無効であると示したため、現在の形に戻っている<sup>7</sup>。第 8 次改正においては、最高裁の常設法廷を首都に置くとしたうえで（第 1 項）、高裁部に関しては首都の他にボリシャル、チッタゴン、コミラ、ジェソール、ラングプールおよびシレットの各都市に常設法廷を設置することが定められていた（第 3 項）。また、大統領は、最高裁長官と協議のうえで、各常設法廷の管轄権や権限について決定し、各常設法廷の領域的管轄権に入らない地域については首都の高裁部が管轄権を有することとされる（第 5 項）。

## ②上訴部の管轄権

上訴部の管轄権としては、下記のものが挙げられる。

### a.上訴管轄権

#### b.命令等の発出権限

#### c.判決及び命令の再審理権限

#### d.諮問権限

### a.上訴管轄権

憲法第 103 条によれば、上訴部は高裁部による判決、デクレ、命令、または宣告に関する上訴について審理し、決定することができるとされている。この上訴については、権利に基づくものと上訴部の許可によるものとに大別される。

権利に基づく上訴とは、以下のケースにおいて認められるものとされている。

- ・高裁部が、当該事件において憲法解釈に関わり実体的な法律問題があると認めたとき
- ・高裁部が死刑または終身刑を言い渡したとき
- ・高裁部が法廷侮辱により処罰したとき

これに対し許可による上訴とは、上述のケースを除き高裁部による判決、デクレ、命令などについて上訴部が許可を与えたとき、上訴が認められるというものである。

### b.命令等の発出権限

上訴部は、これに係属している訴訟について、「完全な正義」の実現のため、指令、命令、デクレまたは令状を発出する権限を有している（憲法第 104 条）。これは、出頭の確保や、または文書の検索もしくは作成を目的とするものを含む。この権限は裁量によるものであり、本来例外的なものともされる<sup>8</sup>。上訴部はこの権限を職権により、または当事者の申立てに基づき行使することができる。

#### c. 判決及び命令の再審理

憲法第 105 条は、上訴部が自らの判決または命令に対して再審理する権限について規定している。ただしこの権限は、議会制定法の規定または上訴部の規定した規則にもとづき行使されなければならないとされている。なお、上訴部による規則は 1988 年に制定されており、これによれば上訴部は自らまたは当事者の申立てにもとづき、上訴部の判決または命令について再審理するというものになっている。

#### d. 諮問権限

憲法第 106 条によると、「その性質または公的重要性から最高裁判所の意見を聞くことが適切な法律問題が生じ、または生じる可能性がある」と大統領が認めたときは、その問題を上訴部に諮問することができ、上訴部は適当と認めるヒアリングを行ったうえで、その意見を大統領に報告する」と規定されている。

上記の規定によれば、あくまでも法律問題についてのみ最高裁に諮問することになっているが、インド憲法の同様の規定（第 143 条第 1 項）では「法律上の問題または事実上の問題について」と規定されており、バングラデシュ憲法との違いがみられる<sup>9</sup>。なお、上訴部は諮問されたとしても、必ずしもその意見を提出する必要はないとされている。この点に関して、Halim [前掲：95]は、純粹に社会・経済的または政治的な問題で、いかなる憲法上の問題点も見いだせないようなものが付議された場合においては、裁量により回答する必要はないものと考えられるとしている。もっとも、上訴部による意見は拘束力を持たない。

### ③ 高裁部の管轄権

高裁部の管轄権は、一般に（ア）通常の管轄権と（イ）憲法上の管轄権に分けて議論されている。

#### （ア）通常の管轄権

通常の管轄権とされるものには、第一審管轄権、上訴管轄権、再審理管轄権および参照管轄権がある。



#### a. 第一審管轄権

高裁部が第一審管轄権を有する事項は、法律により規定された特定のものに限られている。たとえば、1994 年会社法第 3 条では、本法に規定する事項についての管轄権は高裁部が有する旨定められている。

#### b. 上訴管轄権

いかなる事項に関しても、下位裁判所の判決等に対して上訴を受ける権限を有する。たとえば、刑事訴訟法典や民事訴訟法典において、高裁部が上訴管轄権を有することが規定されている。

#### c. 再審理管轄権

高裁部は、下位裁判所の命令などについて審理する権限を有している。たとえば、民事訴訟法典第 115 条第 1 項では、「高裁部は、県判事裁判所もしくは追加県判事裁判所によるデクレもしくは命令または共同県判事裁判所、上級判事補裁判所もしくは判事補裁判所によるデクレについて、上訴がなされないとき、当事者の申立てにもとづき、訴訟の記録を請求し、法律上の誤りがあるために正義が実現されていないと認めたとき、デクレや命令の修正を行い、適当と認める命令を発することができる」と規定しているのは、その一つである。

#### d. 参照権限

民事訴訟法典第 113 条では、「・・・いかなる裁判所も高裁部に意見を参照することができる、高裁部は適当と認める命令を発することができる」と規定されている。このように、下位裁判所は自らに係属する事件について高裁部に意見を求めることができるという参照権限が高裁部には付与されている。

#### (イ) 憲法上の権限

高裁部にかかわる憲法上の権限としては、令状発出権、下位裁判所の指揮監督権、および移送権限が挙げられる。

#### a. 令状発出権

高裁部に付与されている令状発出権限は、イギリスの大権令状に源を発する権限の一つであり、憲法第 102 条にこれに関する規定が設けられている。インド憲法では、第 32 条で最高裁判所の令状発出権を、第 226 条で高等裁判所の令状発出権を規定しているが、パングラデシュ憲法では主に高裁部に対して令状発出権が与えられている。

いわゆる大権令状には、**writ of habeas corpus** (人身保護令状)、**writ of certiorari** (移送令状)、**writ of prohibition** (禁止令状)、**writ of mandamus** (職務執行令状) および **writ of**

quo-warrant (権限開示令状) がある。憲法第 102 条にはそれぞれの令状の名称は記載されていないが、各種の令状に該当するものが掲げられている。

まず、第 1 項で「高裁部は、権利を侵害された者の申立てにもとづき、国の事務にかかわる権能を行使する者を含むいかなる人または組織に対して、憲法第 3 編に定める基本的権利の行使に相当と認める指令または命令を発することができる」と定めている。そのうえで、第 2 項において「高裁部は、法律により同程度に効果的な救済が得られないと認めるときは」、以下の命令を発することができるとして、四種の命令を規定している。

第 2 項 a 号は「権利が侵害された者の申立てにより」、二種類の命令を発することができるとして、(i)「国または地方政府の事務にかかわる権能を行使する者に対し、法律により認められていない行為について実行を禁止しまたは法律が求める行為を実行するよう命じる」こと、または (ii)「国または地方政府の事務にかかわる権能を行使する者により実行された行為または手続きが法的権限なくなされたとき、法的効果がないと宣言すること」の二つを挙げている。これらのうち、(i) は禁止令状および職務執行令状の内容を規定しており、(ii) は移送令状の概念を表しているとされる。また、同項 b 号は、「いかなる者の申立てにより」、次の命令を発することができるとして、(i)「拘禁されている者が法的権限なく、または違法な手続きにより拘禁されていると認められたとき、出廷させること」および (ii)「公職にある、またはあると主張している者に対して、いかなる権限の下で当該公職に就いているのかを明らかにすること」の二つが挙げられている。これらのうち、前者については人身保護令状が、後者については権限開示令状が内容として該当する。

さらに第 3 項では、前掲の規定にかかわらず、憲法第 47 条が適用される法律に関しては、高裁部は中間的またはその他の命令を発することができないと規定されている。憲法第 47 条は、議会が憲法第 2 編に定める国家政策の指導原則について、これに効力を与えるために制定した法律で、財産の収用、鉱物の採掘権の停止や修正、財産権の制限などにかかわる法律は無効とされない、と定めているもので、国による経済運営を優先事項としていることが分かる。また、第 4 項でも、第 1 項または第 2 項 a 号にもとづき発せられた中間的命令で、開発計画や開発事業の実施に抵触しうるものや公益を侵害しうるものについては、法務総裁がその適用に関して合理的な通知を発し、高裁部は当該中間的命令が上述の事項に抵触しないと認めない限り、中間的命令を発することはできないとされている。

このように、高裁部は隣国インドと同様に令状発出権を持っており、これが後述する公益訴訟などに関しても重要なものとなる。

#### b. 下位裁判所の指揮監督権

憲法第 109 条は、「すべての裁判所および審判所 (tribunal) に対して、指揮監督権を有する」と規定している。このうち、「審判所」という用語は 1991 年の憲法第 12 次改正により追加されたものである。

Halim[前掲：91]は、憲法第109条にもとづく指揮監督権と、民事訴訟法典第115条および刑事訴訟法典第439条にもとづく再審理権限は同根のものであるとし、その違いは後者が司法的側面に限定されるのに対し、前者は司法のみならず行政的側面に及ぶ点にあるとしている。また、憲法第109条にもとづく指揮監督権が、前述の憲法改正により審判所にも及ぶことになった点も違いとして挙げられている。なお、この指揮監督権は高裁部の裁量にもとづくものであって、いかなる訴訟当事者もこれを求める権利を持たないこと、職権として適用がなされる点も特徴とされる。

高裁部は、次のような状況において下位裁判所の機能に介入できるとして、権限踰越があったときや手続の誤りなどが挙げられている。これらは判例において示されているものであるが、その多くはインドにおける判例において確認されているものである<sup>10</sup>。

### c.移送権限

憲法第110条によれば、高裁部は下位裁判所に係属中の事件が憲法解釈にかかわる法律の実態的問題を含んでいるか、一般的にみて公共的に重要性があると認められるとき、当該事件を高裁部自らに移送させるか、または法律的問題についての決定を行い、元の裁判所に差し戻すか、別の下位裁判所に移送することができるかとされている。

## (3) -2 最高裁判所の現状

### ①上訴部の裁判官

上訴部は、現在長官を含め7名の裁判官により構成されている。2015年1月現在での構成は下記のとおりである。

長官 Surendra Kumar Sinha (1951年生まれ)

1999年 高裁部判事

2009年 上訴部判事

判事 Md. Abdul Wahhab Miah (1951年生まれ)

1999年 高裁部追加判事、2001年 高裁部判事

2011年 上訴部判事

判事 Nazmun Ara Sultana (1950年生まれ)

2000年 高裁部追加判事、2002年 高裁部判事

2011年 上訴部判事

(バングラデシュ女性裁判官協会初代会長)

判事 Syed Mahmud Hossain (1954年生まれ)

1999年 副法務総裁

2001年 高裁部追加判事、2003年 高裁部判事

2011年 上訴部判事

判事 Md. Imman Ali (1956 年生まれ) (LL.M.、バリスター資格保有)

2001 年 高裁部追加判事、2003 年 高裁部判事

2011 年 上訴部判事

JATI などの教官も務める

判事 Hassan Foez Siddique (1956 年生まれ)

2009 年 高裁部判事

2013 年 上訴部判事

判事 AHM Shamsuddin Choudhury (1948 年生まれ) (LL.M.、バリスター資格保有)

～2001 年 副法務総裁

2009 年 高裁部判事

2013 年 上訴部判事

上記の 7 名の裁判官は、最高裁判所のウェブサイト<sup>11</sup>に掲載されたプロフィールを見る限りでも海外での留学あるいは国際会議、研修への参加経験の豊富な者が多い。たとえば Sinha 長官は韓国の海外援助機関である KOIKA 主催による「バングラデシュにおける裁判官研修プログラム」に参加しているほか、諸々の海外研修や会議に参加しており、また、唯一の女性裁判官である Sultana 判事も近隣諸国とはいえ海外での国際会議に多数参加している。また、Hossain 判事は国連開発計画 (UNDP) による裁判所強化プログラム (JUST) にかかわってカナダやアメリカを訪問しており、Imman Ali 判事および Choudhury 判事はバリスター資格を保有していることから、イギリスでの法曹養成教育を受けた経験があるものと考えられる。

## ②高裁部の裁判官

2015 年 2 月現在のバングラデシュ最高裁のウェブサイトによれば、高裁部には 79 名の裁判官が在籍している。上訴部に比べるとプロフィールが詳細には記載されていない裁判官もあり、一般化は難しいが、得られるデータを見る限り、法学の学位取得後県判事裁判所などでの弁護士業務に就いた者が多く (65 名)、弁護士業務に就いたという経歴が書かれていない者は 14 名 (Munsif あるいは判事補として実務に就いたと記載されている者) となっている (法曹養成教育の状況については、別項参照)。

79 名のうち、バリスターの資格を保有していると記載されている者が 5 名おり、また、博士号を取得している者も 2 名いる。それ以外でも法学修士号を取得している者は比較的多くみられる。記載されている限りではダッカ大学 (国立大学の中でももっとも入学難度が高いとされている) 卒業生が 32 名おり、これが最大の数を占めていることは容易に理解されうるが、これに次いでラジシャヒ大学卒業生が 15 名いることには注目される。上記以外では、チッタゴン大学卒業生が 3 名いることが確認できる程度である。

③統計

a.上訴部

2013年の最高裁判所年次報告書によれば、訴訟数などの統計は下記のとおりである。

訴訟

類型	2013/1/1 現在	提訴件数	処理件数	次年度繰越
民事	7524	3216	3213	7527
刑事	1892	561	1072	1381
民事再審理	231	76	26	281
刑事再審理	22	20	13	29
監獄	18	0	7	11

その他の訴訟

類型	2013/1/1 現在	提訴件数	処理件数	次年度繰越
民事	3330	1318	2631	2017
刑事	1367	461	1116	712
法廷侮辱	28	24	07	45

上訴

類型	2013/1/1 現在	提訴件数	処理件数	次年度繰越
民事	1794	143	133	1804
刑事	395	136	71	460
監獄	18	0	07	11

合計

2013/1/1 現在	提訴件数	処理件数	次年度繰越
16647	5989	8298	14338

以上のように、提訴件数を上回る処理件数になっているにもかかわらず、1万4000件を超える訴訟が滞留している状況がある。1971年の独立以降、1994年までは訴訟の繰越件数

も 6000 件台までにとどまっていたが、その後滞留件数が増え、1999 年および 2000 年には 1 万件を超えるに至っている。一時期繰越件数は減少したものの、ふたたび 2011 年には 1 万件を超えている。

#### b.高裁部

2013 年の最高裁年次報告書によれば、2013 年中の訴訟件数は下記の通りであった。

類型	2013/1/1 現在	提訴件数	処理件数	次年度繰越
民事	80588	5691	3472	82807
刑事	160272	30137	12414	177995
令状訴訟	51554	13013	7473	57094
第一審管轄	537	1169	946	5550
計	297731	50010	24295	323446

刑事事件の件数が民事事件に比べて約 2 倍にもなっていることは注目される。また、令状訴訟も 1 年間に 1 万 3000 件以上が提訴されており、件数としてかなり多い。

これまでの経緯をみると、民事訴訟に関しては 1988 年までは提訴数が 2000 件以下であったのに対し、1989 年には 4000 件を超え、2000 および 2001 年には年間で 9000 件を超える訴訟が提起された。その後も年間 6000 から 7000 件の訴訟が提起されている。これに対し、処理件数も近年増えてはいるが、年間約 3000 から 5000 件台であり、提訴件数の増加に追いついていないのが実情である。

刑事訴訟の場合は 1987 年まで 1000 件台にとどまっていたものの、1988 年位約 4000 件と急激な増加があり、その後も件数は増加して 1998 年には提訴件数が 1 万件を超え、さらに 2002 年には 2 万件を超えている。そして、2010 年には年間約 3 万 9000 件を超える訴訟があり、その後も約 3 万件の訴訟があった。これに対し、2001 年には 9200 件の処理をしたほか、2010 および 2011 年には年間 5 万件を超える処理がなされたが、繰越件数が劇的に減少するにはいたっていない。

令状訴訟については、1987 年までは 1000 件を超えることはなく、とくに 1982 年から 1984 年にかけては提訴件数が 0 件であったが、その後増減はあるものの年間 6000 から 7000 件が訴訟提起されている。その後 2006 年には 1 万 2000 件を超え、2012 年の 1 万 8003 件をピークとして、年間 1 万件を超える令状訴訟が提起されている状態である。これに対し、1990 年以降は 3000 から 5000 件を処理しており、2007 年の 1 万 1122 件を頂点として、処理件数の増加がみられるが、現在でも約 5 万 7000 件が係属中である。

第一審管轄権にかかわる事件は 1996 年までは年間 400 件以下であったものの、1997 年以降提訴件数は増加し、2003 年の約 1200 件をピークとして、2011 年以降は約 1000 件程度で推移している。上訴部による処理がなされたとしても滞留状態はとどまらず、係属中

の事件件数は増え続け、5500 件以上が 2014 年度に繰り越されている。

#### (4) 下位裁判所 (Subordinate court)

前述の通り、下位裁判所は民事事件を取り扱う系統と刑事事件を取り扱う系統とに大別できる。このほか、行政審判所という名称で分類される審判所 (Tribunal) もあるが、本稿では主に民事裁判所と刑事裁判所について取り上げる。

##### (4) -1 民事裁判所

民事裁判を扱う裁判所は、まず 1887 年民事裁判所法第 3 条により設置され、これが 2001 年に改正されている。前述の裁判所のうち、県判事裁判所および追加県判事裁判所は原則として民事事件にかかわる上訴管轄権をもつ裁判所であり、それ以外の裁判所は領域や訴額などに応じて第一審管轄権を有する裁判所となっている。

領域的管轄にかんしては、まず政府が官報において裁判所の管轄する領域を公示することが定められている。そのうえで、管轄領域の競合が起きた場合には、県判事がその管轄を決定することとされている (民事裁判所法第 13 条第 1 項および第 2 項)。訴額による管轄権および管轄事項の問題については、それぞれの裁判所に関して紹介する際に後述する。

##### a. 判事補裁判所

民事裁判所の系統においてはもっとも基層部分をなす裁判所であり、訴額が 20 万タカを超えない訴訟に対し管轄権を有する。本裁判所からの上訴は県判事裁判所になされる。本裁判所は少額訴訟裁判所<sup>12</sup>としての機能を果たすほか、村法廷 (Village Court) からの少額の民事裁判について上訴が行われる (1976 年村法廷令 : The Village Courts Ordinance 第 4 条第 2 項)。

##### b. 上級判事補裁判所

訴額が 40 万タカを超えない民事訴訟について管轄権を有する。判事補裁判所と同様、本裁判所からの上訴は県判事裁判所に対して行われるほか、少額訴訟裁判所としての機能をもつ。また、1985 年家庭裁判所令 (the Family Court Ordinance, 1985) にもとづく家庭裁判所としての機能をもつほか、1983 年地方政府 (ウボジラ) 令にもとづく選挙審判所としての機能を果たす。

##### c. 共同県判事裁判所

訴額が 40 万タカを超える訴訟については第一審管轄権をもつ。管轄権を有する訴額については、上限はない。本裁判所からの上訴については、訴額が 50 万タカを超えない場合は県判事裁判所に、50 万タカを超える場合は高裁部に行くこととなる。なお、判事補裁判所や上級判事補裁判所と同様、少額訴訟裁判所としての機能を有する。なお、共同県判事は、

共同セッション判事を兼務する。

#### d.追加県判事裁判所

追加県判事裁判所の権能は、県判事裁判所のそれと同じである。県裁判所から移送された事件について審理を行う。共同県判事と同様に、追加県判事は追加セッション判事として刑事事件も管轄する。

#### e.県判事裁判所

民事訴訟を扱う下位裁判所の中で、もっとも重要な役割を果たすのが県判事裁判所である。第一審管轄権をもつ事項は例外的に法律に規定があるものに限定される。たとえば、破産問題、遺言問題などである。訴額に関しては、制限がない。上訴および再審理に関しては、50万タカを超えない事件について、管轄権を有する。

県判事はその領域的管轄内にあるすべての下位裁判所に対して、監督権限を有している(民事裁判所法第9条)。民事訴訟法典第24条によれば、県判事はいかなる訴訟等を他の下位裁判所に移送できることなどが規定されている。また、同法第22条では、県判事裁判所に係属する上級判事補裁判所または判事補裁判所からの上訴事件について、共同県判事裁判所に移送でき、あるいは第25条では上級判事補裁判所または判事補裁判所における少額訴訟に関して調査する権限を付与されている。

なお、県判事はセッション判事として刑事訴訟に対して管轄権を有する。

#### f.上訴について

県判事裁判所および追加県判事裁判所からの上訴は、原則として高裁部が管轄する。共同県判事裁判所からの上訴については、訴額が50万タカを超えない場合県判事裁判所が管轄する。これ以外のケースについては、高裁部が管轄する。上級判事補裁判所および判事補裁判所からの上訴については、県判事裁判所が管轄する。二度目の上訴については、民事訴訟法典には規定が設けられていない<sup>13</sup>。

### (4) -2 刑事裁判所

刑事裁判所に関しては、セッション裁判所とマジストレイト裁判所の二種類が存在する。セッション裁判所は、刑事裁判所の体系からみればマジストレイト裁判所の上位に位置する。

#### ①セッション裁判所

##### (ア)セッション裁判所の組織

バングラデシュの領域はセッション区に分割され、刑事訴訟法典第7条によれば、県または県の集合体をセッション区として定めている。したがって、県の数に比べてセッショ



ン区の数の方が少ない。

セッション裁判所（特別市圏には、特別市セッション裁判所を置く）にはセッション判事、追加セッション判事、共同セッション判事が置かれる<sup>14</sup>。政府は、セッション裁判所に上述の判事を任命する。県判事はセッション判事として、追加県判事は追加セッション判事として任命される。共同県判事が刑事管轄権を付与される場合には、共同セッション判事として任命される。なお、刑事訴訟法典第 9 条第 3 項には、「セッション判事補」という文言があるが、実際にはセッション判事補として任命されることはない。ただし、同法典第 4A 条第 1 項において、「共同セッション判事は、セッション判事補と読み替える」という形で規定され、条文と実情との乖離を防いでいる。

セッション判事、追加セッション判事、共同セッション判事は、バングラデシュ司法職（Bangladesh Judicial Service）の中から選任されるものと刑事訴訟法典第 9 条第 3 項で規定されている。共同セッション判事はセッション判事の下に位置づけられるものとされ、また、後述する各種のマジストレイトもセッション判事の下に位置づけられるものと定められている。

#### （イ）管轄権

##### a. 第一審管轄権

原則として、セッション裁判所は法令による定めがない限り第一審管轄権を有しないこととされている。セッション裁判所が第一審管轄権を有することを定めているケースとしては、1940 年薬事法の例が挙げられる。

##### b. 上訴管轄権

刑事訴訟法典第 406 条および第 408 条に基づき、セッション裁判所は上訴管轄権を有する。共同セッション判事、特別市マジストレイトおよび各種の第一級マジストレイトからの上訴は、セッション裁判所になされる（刑訴法第 408 条）。セッション裁判所においては、セッション判事または追加セッション判事がこれを担当する（同法第 409 条）。刑事訴訟法典第 118 条に基づき、治安維持のための命令をマジストレイトが発した場合、これに対する抗告はセッション判事に対して行われる（同法第 406 条）。セッション判事の上訴審判決または命令に対して、再度の上訴はなしえないが、再審理の申立ては高裁部に対して行うことができる（同法第 404 条および第 561A 条）。

##### c. 再審理管轄権

刑事訴訟法典第 435 条、第 436 条および第 439A 条において、セッション判事は下位の裁判所に対して、記録の提出を求め、調査命令を出し、高裁部に報告をし、再審理する権限を付与されている。たとえば、第 435 条によればセッション判事は、より下位の裁判所

における事実認定、判決、命令の正確性、妥当性および適法性、あるいは手続の適切性について記録等を調査することが認められている。なお、再審理権限は、セッション判事および追加セッション判事により行使されるが、追加セッション判事については、セッション判事からの権限譲渡命令に基づいてこれを行行使することになっている。

#### d.移送権限

刑事訴訟法典第 526B 条によれば、セッション判事は特定の事件についてある裁判所から別の裁判所に移送するよう命令することができる。

#### e.量刑

刑事訴訟法典第 31 条によれば、セッション判事および追加セッション判事については法令の定めにあるいかなる刑罰も宣告することができる。ただし死刑判決に際しては、高裁部の承認が求められる。共同セッション判事は、死刑および 10 年を超える懲役を除く刑罰を宣告することができる。

### ②マジストレイト裁判所

#### (ア) マジストレイト裁判所の組織

刑事訴訟法典第 6 条第 2 項では、マジストレイトにも 2 種類あることが定められている。すなわち司法マジストレイトと行政マジストレイト<sup>15</sup>である。

司法マジストレイトについて、第 6 条第 3 項では次の 4 種類が設けられている。

- ・ 上級特別市マジストレイト（特別市圏）または上級司法マジストレイト（特別市圏以外の地域）
- ・ 第一級マジストレイト（特別市圏においては特別市マジストレイト）
- ・ 第二級マジストレイト
- ・ 第三級マジストレイト

法令上、上級特別市マジストレイトおよび上級司法マジストレイトは、追加上級特別市マジストレイトおよび追加上級司法マジストレイトを含むものとされている。

刑事訴訟法典第 18 条は、特別市マジストレイト等の任命について規定している。これによれば、上級特別市マジストレイトや、追加上級特別市マジストレイト、特別市マジストレイトなどは、バングラデシュ司法職の中から任命される。同条第 2 項では、政府は追加上級特別市マジストレイトを任命できるとしたうえで、追加上級特別市マジストレイトは上級特別市マジストレイトと同じ権限を有すると定めている。上級特別市マジストレイトの役割について、刑事訴訟法典第 21 条は次のように定める。すなわち、特別市マジストレイト裁判所における業務の指揮および配分を行い、特別市マジストレイト裁判所において法廷を構成し、かつ審理に参加し、特別市マジストレイト間で意見の相違があるときは、

これを調整するなどの事項が定められている。

刑事訴訟法典第 12 条第 3 項から第 5 項の規定によれば、政府は、高裁部との協議のうえでいかなるマジストレイトに対しても、特定の事件について第一級、第二級あるいは第三級マジストレイトと同じ権限を付与することができる（ただし、特別市圏は除く<sup>16</sup>）。これを、特別司法マジストレイト（Special Magistrate(Judicial)）と呼ぶ。

(イ) マジストレイト裁判所の管轄権

刑事訴訟法典第 32 条は、マジストレイト裁判所の科する量刑の範囲について規定している。

a. 特別市マジストレイト、第一級マジストレイト

5 年を超えない懲役

法律により定められた独房における禁錮

1 万タカを超えない罰金

鞭打ち刑

b. 第二級マジストレイト

3 年を超えない懲役

法律により定められた独房における禁錮

5000 タカを超えない罰金

c. 第三級マジストレイト

2 年を超えない懲役

2000 タカを超えない罰金

e. その他の量刑

刑事訴訟法典第 29C 条および第 33 条に基づき、政府は高裁部との協議のうえで、上級特別市マジストレイト、上級司法マジストレイトおよび追加上級司法マジストレイトに対し、死刑の科せられないすべての犯罪について、また、特別市マジストレイトおよび第一級マジストレイトに対し、死刑、終身刑または 10 年を超える懲役刑が科せられない犯罪について審理する権限を付与することができる。また、同法第 33A 条によれば、第 29C 条に基づく権限が付与されたマジストレイト裁判所は、死刑、終身刑または 7 年を超える懲役刑を除く刑罰を宣告できるとされている。

f. 上訴

マジストレイト裁判所による命令または判決に対しての上訴は、次のようになされる。

まず、第二級または第三級マジストレイト裁判所による宣告については、上訴は上級司法マジストレイトになされる（刑事訴訟法典第 407 条）。第一級マジストレイト裁判所による宣告に対しては、セッション裁判所に上訴がなされる（同法第 408 条 a 号）。刑法典第

124A 条に関わる犯罪についての上訴は、高裁部になされる（同法第 408 条 b 号）。

#### （4）-3 審判所（Tribunal）

Halim[2008: 137]は、審判組織にも大別して「法定のもの」と「内部的なもの」があるとして、前者の例としては租税不服申立審判所や行政審判所などを挙げ、いわば公的な事項に関わる組織として位置付けており、これに対して後者としては弁護士会やバングラデシュ医師会、大学などの規律委員会のような組織を挙げ、構成員の契約に基づき設けられるものであると位置づけている。本稿では、前者のうち重要と思われる審判所について概観する。

#### ①行政審判所（Administrative Tribunal）

憲法第 117 条は、行政審判所に関して次のように規定している：

第 1 項 前掲の規定に関わらず、議会は次に掲げる事項について管轄権を有する一つまたはそれ以上の行政審判所を、法律に基づき設置することができる；

（a）憲法第 9 編に定める事項を含む、共和国の公務に就く者の労働条件およびこれに対する罰則または懲戒

（b）国営企業または法定の公共団体の運営、管理または役務を含む、法律により政府が運営管理する財産の収用、運営、管理または処分

（c）第 102 条第 3 項が適用される事項

第 2 項 本条に基づき行政審判所が設置されるとき、当該審判所の管轄になる事項について、裁判所はいかなる手続きも取らず、いかなる命令も発することはない。

ただし、議会は法律により、行政審判所の決定に対しての上訴または再審理について規定することができる。

そして、憲法第 117 条の規定に基づき、1980 年行政審判所法が制定された。その後、1982 年には同法施行令としての 1982 年行政審判所令が出され、抗告手続等が定められている。本法に基づき、行政審判所と行政上訴審判所の 2 種類の行政審判所が設けられている。現在、7 か所の行政審判所が設置されている。このうち 3 か所がダッカにあり、ポリシャル、ボグラ、チッタゴン、クルナにそれぞれ 1 か所ずつ置かれている。1991 年には行政審判所法が改正され、第 6A 条が追加された。これは行政上訴審判所について憲法第 103 条が適用されるようにしたもので、これを高裁部と同じものとする改正となった。したがって、それまで行政上訴審判所が終審とされていたところ、上訴部に上訴しうるものとなった。これに対し、Halim[前掲：142]は、あくまでも法律の改正による変更は、政権の交代により再び変わる可能性があることから、「法の支配」の徹底という点から考えれば、憲法改正によるべきだとしている。

行政審判所法第 3 条は、政府により県判事の経歴を持つ者の中から任命された者 1 名で構成することを規定している。同法第 4 条は、その管轄権を規定している。すなわち、いかなる者もなしうる公務の勤務条件等に関わる申立てや、行政審判所法附則に定める公営機関での勤務条件等に関わる申立てについて、聴聞し、決定する排他的権限をもつほか、公務につく者が自らの公務に関わる条件についての機関決定に対して、申立てを行うことが挙げられている。

同法第 5 条は、行政上訴審判所の構成について規定している。これによれば、最高裁判事である者またはその経歴を持つ者の中から所長が選任され、他に 2 名の委員が選任される。このうち 1 名は県判事から選任され、あと 1 名は共同事務官 (Joint Secretary) から選任される。審決は多数決による。

行政上訴審判所は、行政審判所による命令または決定についての抗告に関して聴聞し、決定する。なお、行政審判所による命令または決定から、3 か月以内に抗告することができる。行政上訴審判所の決定に対して、当事者は上訴部に抗告することができる。

## ②その他の常設審判所

### (ア) 関税、物品税および付加価値税上訴審判所

1969 年関税法第 196 条は、関税、物品税および付加価値税上訴審判所 (Customs, Excises and VAT Appellate Tribunal) について規定している。これは、司法委員と技術委員から構成されるもので、このうち司法委員は県判事を務めうる資格を持ち、少なくとも 10 年間勤務した者、またはバングラデシュ行政職 (司法) のうち司法関連職に 3 年以上勤務した者、または県判事裁判所またはセッション裁判所以上のランクの裁判所において弁護士として 10 年以上勤めた者でなければならない。

当該審判所は準司法機関として扱われるが、その機能からみれば、民事訴訟法典において裁判所に付与された権限と同じ権限が認められる。また、関税コミッショナーまたは別の当事者は、上訴審判所が関税法第 196B 条に基づく命令を発した日から 90 日以内に、高裁部に上訴することができる。

### (イ) 労働裁判所 (Labour Court)

労使間の問題について解決するに当たり、大別して三つの方法が存在する。非司法的な手続きをとるもので、和解<sup>17</sup>や調停<sup>18</sup>、仲裁<sup>19</sup>により解決しようとするものである。次に、調停などによって解決を図るところから始め、後に労働裁判所に申立てを行い、これで解決できなかった場合は労働上訴審判所に、そして高裁部へと抗告を続け、最終的には上訴部まで上げるものである。第三が司法手続きにより解決するというもので、初めに労働裁判所に申立てを行い、その後は第二の方法と同じく、最終的に上訴部まで上げていくというものである。

調停が不調に終わり、仲裁による解決について当事者が同意しなかった場合、労働者はストライキの実施を、使用者はロックアウトの実施を宣言しうるが、その宣言の前後において、事案を労働裁判所に申立てることができる。また、ストライキやロックアウトが 30 日以上に及ぶ場合、政府は当該事案を労働裁判所に送ることができる（労働法第 211 条第 2 項）。また、前述の場合以外でも、労働者や使用者は、労使間の問題について労働裁判所で解決を図ることができる（労働法第 213 条）。

労働裁判所は所長および 2 名の委員から構成される（労働法第 214 条）。委員のうち 1 名は労働者代表、残り 1 名は使用者代表である。所長は、高裁部判事あるいは追加判事、県判事あるいは追加県判事である者またはその任命資格がある者でなければならない。労働裁判所の決定または宣告については終審となるが、裁定（award）については 60 日以内に労働上訴審判所に抗告することができる。労働上訴審判所は高裁部判事あるいは追加判事であるか、過去にその職にあった者 1 名により構成される（労働法第 217 条）。

#### （ウ）特別審判所（Special Tribunal）

1974 年特別権限法（the Special Powers Act, 1974）第 26 条に基づき設置される審判所であり、同法附則に定める犯罪については排他的に本審判所が審理すると規定している。同法に定める、特別審判所の管轄に入る犯罪とは、1878 年武器法、1908 年爆発物法、1975 年緊急権限法などにおいて犯罪として規定されているものを指す。犯罪の発生したセッション区におけるセッション判事、追加セッション判事または共同セッション判事が、この特別審判所を構成することと定められている。なお、本審判所による命令、判決または宣告に対しては、30 日以内に高裁部に上訴することが認められている。

### ④特別裁判所

#### （ア）少額裁判所（Small Cause Court）

1887 年少額訴訟裁判所法第 15 条は、訴額が 2 万 5000 タカを超えない民事訴訟については、少額訴訟裁判所が管轄することを定めている。しかし 1887 年民事裁判所法に基づけば、管轄しうる訴額に違いがあり、また、訴額に応じて担当しうる判事はそれぞれ異なる。すなわち、共同県判事は、訴額が 2 万タカを超えないケースを扱うことができ、上級判事補は 1 万タカを超えないケースを、そして判事補は 6000 タカを超えないケースについて管轄権を有することとされている。少額訴訟裁判所が担当する訴訟については、他の裁判所は担当しない。判決に対しての上訴は県判事裁判所に行われる（民事訴訟法典第 104 条）。また、少額訴訟裁判所の決定に対して、高裁部は再審理管轄権を有する。また、少額訴訟裁判所は県判事裁判所の行政的監督に服する。

少額訴訟裁判所は、判決の執行、不動産に対する強制執行、差止め命令などについての管轄権は有していない。少額訴訟裁判所の設置目的は迅速な司法の実現にあるため、手続

は略式手続で進められる。

#### (イ) 家庭裁判所 (Family Court)

1985年家庭裁判所令に基づき、判事補は家庭裁判所の裁判官として、家事事件を扱う。ただし、同令第5条は、1961年ムスリム家族法令の規定に従う旨定めており、実質的に家族法に関してはイスラーム法が重要な位置を占めていることが分かる。同裁判所の管轄権は婚姻の解消、ダウアー（婚資）、扶養、児童の監護などが挙げられる。

家族裁判所は、予備聴聞を行い、当事者からの聴取に基づき和解などによる解決を探ることが定められている。

ただし、高田[2006:435-436]が示すように、家族裁判所では訴訟の滞留があり、訴えたとしても実効性が期待できない状況にあるとされており、地域住民は個人的な問題に関して裁判所に訴えるのではなく、シャリーア（イスラーム法）に精通した「ムフティー」と呼ばれる人々に、シャリーアからみて合法的か否かの意見（助言）を求め、彼らが「フォトワ（宗教的見解、宗教令）」として判断を伝えるということが多く行われるという。本来「フォトワ」は法的拘束力の弱いものであるはずのところ、1990年代半ばごろから拘束力の強い、いわば判決のような性質のものとして表れてきたとされる<sup>20</sup>。こうした動きは、いわば司法制度と一般市民の生活との間に乖離が見られる一例といえることができる。

#### (ウ) このほかの特別裁判所

Khan [2013: 271-274]は、その他の特別裁判所として破産裁判所、環境裁判所、マネーロンダリング裁判所などを挙げている。破産裁判所は個人または会社の破産を宣言し、債権者に配分するためにその財産を収集することを目的とする。環境裁判所は、環境汚染に関わる犯罪について管轄するため、1995年環境保護法に基づいて設置されるものである。この裁判所は3年を超えない懲役または30万タカを超えない罰金を科すことができる。マネーロンダリング裁判所は、2002年マネーロンダリング防止法に基づき設置されるもので、セッション判事または追加セッション判事により構成される。

#### (エ) 村法廷 (Village Court)

2006年村法廷法に基づいて設置されるものである。農村における軽微な民事および刑事訴訟を解決するためのものとして設けられたものであるが、これについては法律扶助活動による正義へのアクセスの問題と併せて後述する。

#### (5) 訴訟手続

粟津[2014]において、民事訴訟の手続については概要が示されているため、本稿では重複を避け、刑事訴訟の手続について概要を紹介する。

## ①訴追まで

訴訟に先立ち、「認識しうる (cognizable)」犯罪 (違反行為) 発生の後、いかなる個人も警察に通報することができるほか、警察はその他の情報により「認識しうる犯罪」について情報を得たり、これらの犯罪についてマジストレイトが警察に対し捜査を要請したりする。こうした場合、担当する警察官はこれを記録に残す。この記録のことを「第一次報告書 (First Information Report)」と呼ぶ。「認識しうる」犯罪と「認識しえない (Non-cognizable)」犯罪という分類は、インドやバングラデシュにおいて行われるもので、「認識しうる犯罪」については、警察官は令状なしに逮捕することができる。これに対し、「認識しえない犯罪」の場合は、マジストレイトによる令状がなければ、逮捕できない。また、「認識しえない犯罪」の場合は、マジストレイトの命令なく捜査することもできない。なお、いかなる者も書面により、「認識しえない犯罪」についてマジストレイトに対して通報することができる。「認識しうる犯罪」には、殺人、自殺教唆、誘拐、強盗などが含まれ、「認識しえない犯罪」には詐欺、恐喝、人身売買、傷害などが含まれる。

警察は捜査の後、逮捕した被疑者に関して最終報告書または事件記録を作成する。最終報告書の場合は、被疑者に関して嫌疑がないとするもので、マジストレイトは精査の後、これを受理するか否かを決定する。事件記録の場合は被疑者に関して起訴を求めるものとなる。

刑事訴訟手続は、まず犯罪の認定から始まる。上級特別市マジストレイト、特別市マジストレイト、上級司法マジストレイトおよび第一級マジストレイト等が、犯罪の認定を行う権限を有する。認定は、警察からの事件記録または告訴、マジストレイト自らの判断のいずれかに基づき行うこととされている。事件記録に基づき認定を行う場合以外は、マジストレイトは調査命令を出すなどの手続をとることとなる。

犯罪の認定が行われる等すると、それぞれの犯罪を管轄する裁判所がこれを扱う。

## ②審理段階

### (ア) マジストレイト裁判所における審理

マジストレイト裁判所における審理は、略式審理と一般審理とに分けることができる。刑事訴訟法典第 260 条および第 261 条は、略式審理について規定している。特別市マジストレイト、第一級マジストレイトなどがこれを担当する。略式審理は手続を簡単にし、手続を簡素化することに目的があるため、休廷を制限するなどしている。この手続により扱うことのできる犯罪は、窃盗、贓物に関わる犯罪、不法侵入、水質汚染、傷害、わいせつ物頒布などが対象となる。

一般手続による審理は、まずマジストレイトが事前審問を行う。この時点でマジストレイトが被疑者の訴追に問題がない (責任能力の有無など) と判断した場合、正式な手続に



入る。まず、被告人は嫌疑事実について認めるか否かを述べ、もしも認めたならば、マジストレイトはこれに対して有罪判決を出す。認めなかった場合には、証拠調べに入る。証拠調べの後、マジストレイトは有罪判決とともに刑の宣告を言い渡す。ただし、第二級または第三級マジストレイト裁判所は、より多くの刑が必要と認める場合、上級特別市マジストレイトまたは第一級マジストレイトに移送することができる（刑訴法第 349 条）<sup>21</sup>。

#### （イ）セッション裁判所における審理

セッション裁判所での手続は、検察官による起訴状および証拠の説明から始まる。続いて、セッション判事による予備聴聞が行われる。もしも一見明白に被告人を訴追すべきケースであると判断した場合、正式な審理が開始される。続いて被告人に対して罪状認否が行われ、被告人がこれを認めた場合は有罪判決が出される。もしも被告人が否認した場合等は、裁判所は証人尋問のための日程を決定する。検察側、弁護側の証人等からの証拠調べの後、それぞれ論告、弁論を行い、判決が言い渡される。

刑罰には、死刑、終身刑、懲役、禁錮、没収、罰金が定められている（刑法第 53 条）。このうち終身刑については、1985 年刑法典改正令により、流罪に置き換えるものとして定められたものである（刑法第 53A 条も参照）。また、死刑判決が出された場合には、その手続について高裁部に提出され、これが確認するまで刑の執行はなされない（刑訴法第 374 条）。

## 2. 憲法問題に対する司法の姿勢

本項では、憲法上の価値実現に当たって司法府がいかなる姿勢をみせてきたのかという点について、二つの側面から概要を検討する。一つは、司法の独立という問題である。権力の分立という概念がありつつも、これまで多くの国で司法府の独立が脅かされてきた。しかし、「法の支配」という観念の実現に当たっては、司法の独立がなされていることが、重要な鍵となると思われる。もう一つは、いわゆる公益訴訟とよばれる訴訟である。これはインドで発達した訴訟形態であるが、その後パキスタン、バングラデシュなど周辺諸国に同様の制度が導入されるにいたったものである。人権侵害がみられながらも自ら訴訟による救済を得られない者について、第三者が訴訟を提起するというのが南アジアにおける公益訴訟の定義と言えるが、その制度的側面について概観する。

### （1）憲法改正と司法の独立

栗津[2014]で紹介されているものを含めると、バングラデシュ憲法はこれまで 16 回の改正がなされてきている。このうち、司法の独立にもっとも関係が深いのが、前項で紹介した憲法第 8 次改正および 2014 年に制定された憲法第 16 次改正法による改正である。

#### ①憲法第 16 次改正にいたる背景

憲法第 96 条は裁判官の弾劾手続きに関わる規定である。憲法改正前の第 96 条は、次のような規定であった。

#### 第 96 条

- (1) 本条の他の規定に従い、裁判官は 67 歳に達する日までその任に当たる。
- (2) 裁判官は、本条の以下の規定によらない限りその職を解かれることはない。
- (3) バングラデシュ最高裁長官および最先任の 2 名の裁判官からなる国家司法協議会（以下、協議会とする）を設置する。  
ただし、協議会がそのメンバーである裁判官の資質もしくは行為について調査するとき、または協議会の構成員が不在もしくは病気もしくはその他の理由で参加できないときは、協議会の構成員に次いで前任の裁判官が、当該構成員に代わり参加する。
- (4) 協議会は、
  - (a) 裁判官が遵守すべき行動規則を規定し、
  - (b) 解任事由には当たらない裁判官の資質もしくは行為またはその他の権能について調査する。
- (5) 大統領は、協議会またはその他の情報源から次のような情報を得たときには、協議会に対して調査を命令し、報告させることができる；
  - (a) 身体的または精神的問題を理由として、その職務を適切に遂行しえないとき
  - (b) 不祥事により有罪となりうる時
- (6) 調査の後、協議会は大統領あてに当該裁判官がその職務を適切に遂行できないか、または不祥事により罪に問われうるという報告をしたとき、大統領は命令により、その裁判官を罷免することができる。
- (7) 本条における調査のため、協議会はその手続きを定め、執行過程において最高裁判所と同等の権限を有することができる。
- (8) 裁判官は、自筆による大統領あての書面をもって、辞任することができる。

上述の第 96 条のうち、第 4 項以降においていわゆる裁判官の弾劾に関わる規定が設けられている。このような規定になる前は、議会における 3 分の 2 以上の賛成により、大統領が命令により弾劾するという形をとっていた。しかし、1975 年の第 4 次憲法改正により、すなわち大統領制への移行と一党独裁制の導入により、大統領令により弾劾が可能にされた<sup>22</sup>。なお、この第 4 次改正は弾劾手続のみならず、最高裁判事の任命に当たり、最高裁長官との協議を課していたものを削除し、政治的意図をもって最高裁判事を任命することを可能にしたことなど、司法の独立という観点からは非常に問題の多い憲法改正であったと

いうことができる。その後、最高司法協議会を設置し、その協議の結果について大統領が従う旨の規定に変更された。

この憲法第 16 次改正以前の規定をみるかぎりでは、大統領が裁判官を罷免することができるという形をとってはいるが、実質的には国家司法協議会が調査を行い、その結果をもって大統領が判断するということから、司法協議会の持つ位置づけが非常に強いものであったといえることができる。

## ②憲法第 16 次改正

しかし、憲法第 16 次改正は裁判官弾劾の процедуруを議会の手に戻すことを目的としたものであった。2014 年 9 月 7 日に議会法務常任委員会で 1 週間以内に検討を済ませることを命じられたが、同 10 日には検討を終了させ、議会に法案を提出した。この常任委員会は 10 名の委員から成るもので、草案に対し修正を勧告することが求められた。

常任委員会による詳細な報告書については明らかではないが、報道によれば、「最高裁判所判事の業務遂行不能や不祥事があった際に、調査を実施するための法律を『制定しなければならない』とされていたところを、「法律を『制定することができる』という法文に変更したとされる<sup>23</sup>。最終的に憲法第 16 次改正の結果、憲法第 96 条は下記の通りの内容になった。なお、憲法改正法は同年 9 月 22 日に大統領の署名を得て施行されている。

- (1) 変更なし
- (2) 裁判官は、その不祥事または職務遂行不能につき、議会がその総議員の 3 分の 2 以上の賛成により可決した意見に従い、大統領が命令を発しない限り、罷免されることはない。
- (3) 議会は、法律により、前項に定める議決、裁判官の不祥事および職務執行不能の調査および証明について、手続きを定めることができる。
- (4) 変更なし

この規定からも分かるように、裁判官の罷免に当たって議会が大きな役割を果たすように規定が改正されている。言い換えれば、裁判官の弾劾手続において政治部門が関与する機会が増大したといえることができる。この憲法改正に当たって、議会では 327 対 0 の多数で可決されたといわれるが、実際には 2014 年の総選挙において政権与党であった BNP (バングラデシュ民族主義党) が選挙をボイコットしたためのアワミ連盟側の地滑りの勝利に基づくものである。そのため、与党に反対する勢力をはじめ、本憲法改正に対しては批判的な意見も見られる。

司法大臣アヌスル・ホク (Anusul Huq) は、あくまでも裁判官に不祥事または職務遂行不能な状態がみられるときに罷免されるものであると述べたものの、これに対して「不祥

事または職務遂行不能な状態」についての基準が明確でないことによる問題を指摘する声もある。また、アワミ連盟の幹部でもあり、議会議務担当常務委員会委員長のスランジット・セングプタ (Suranjit Sengupta) は、裁判官の弾劾が行われること自体が特殊な事例であり、一般的に行われるような手続ではないと述べた。これに対しては、確かにイギリス、オーストラリア、あるいはインドなどの国々をみても、裁判官が弾劾手続に基づき罷免されたことはほとんどないものの、それらの国々においては国家機関の間でチェック・バランスの関係が保たれていること、とくにそうした国の多くでは両院制がとられているうえ、議員は政党の党議拘束を受けないこともみられるという見方もある。

以上のような憲法改正への批判から、BNP に近い法律家などは、最高裁での審理をボイコットするなどした。拙速な憲法改正には専門家からも批判があり、たとえばカマル・ホセイン (Kamal Hossain) やアミルル・イスラム (Amirul Islam) などは議会が裁判官の罷免に関与しうる権限を持つことは、司法の独立が減じられるものと考えているとされる。

このように、司法の独立に関わる最近の動きとして、憲法第 16 次改正の内容を概観した。今後も、同様な形で憲法体制に変化をもたらそうとする動きは継続的に存在すると考えられる。

## (2) 公益訴訟 (Public Interest Litigation)

公益訴訟は、令状発出権を基礎に置いた訴訟 (バングラデシュの場合は高裁部の管轄権にあるもので、憲法第 102 条を根拠とする) であり、隣国インドでは憲法第 32 条の最高裁判所の令状発出権および同第 226 条の高等裁判所の令状発出権をもとに、人権の侵害を受けていながらもその救済が得られない人々の問題など、公共的な問題について、第三者であっても訴訟の提起を認めるように、さまざまな面で訴訟のための要件を緩和させたものとなっている。インドのみならずパキスタン、バングラデシュなど南アジア諸国においてこの「公益訴訟」と呼ばれるものは存在しているが、いずれも司法部が独立していない限りは十分に機能させることは不可能である。

バングラデシュにおける公益訴訟について、詳細に検討しているのが佐藤[2007]である。これはインドにおける公益訴訟との比較検討をもとにバングラデシュにおける公益訴訟の特徴を明らかにしたもので、まず比較の前にバングラデシュ公益訴訟は、インド公益訴訟を参照して発展してきたことを示している。本項の記述は、多くを佐藤前掲に依拠する<sup>24</sup>。

佐藤[前掲: 5]は、バングラデシュにおける公益訴訟の嚆矢として 1974 年のベルバリ事件判決を挙げる<sup>25</sup>。これはインドとバングラデシュとの間の飛び地の交換を、居住・移転の自由を侵害するものとして弁護士らが訴え出た事件で、上訴部は原告適格を認めている。

次に公益訴訟の発展において重要な事件が、憲法第 8 次改正事件である。当該憲法改正では、高裁部をダッカ以外の地方都市 6 か所に置くことを定めたが、これに対して立法部の権限踰越として訴えられたものである。高裁部はこの訴えを退けたものの、上訴部は、

当該改正は「憲法の基本構造」を変更するもので、違憲であるとの判断を示した。これについて佐藤[前掲: 6]は、司法積極主義の可能性を示したものとしている<sup>26</sup>。

その後、1990年代半ば以降は政治的問題を令状訴訟という形で訴え出るケースが相次ぎ、いわば「公益訴訟の政治的利用」(佐藤[前掲: 9-11])ともいえる事例がみられた。その例として挙げられているのが、ラフマン最高裁長官を選挙管理内閣の長に据えようとした、憲法第13次改正に対して訴えが提起されたケース<sup>27</sup>や、アフマド判事を大統領に任命しようとしたケース<sup>28</sup>などがあるとされる。

同時に、環境問題や消費者問題、あるいは人権問題に関わる事例が公益訴訟として取り上げられるケースも増えてきたとされる。とくに、1996年のFAP20(Flood Action Plan 20:洪水アクションプラン)事件上訴審では、憲法第102条第1項および第2項aに記される「利益を害された者」については要件が緩和されるべきことが示された。すなわち、公益訴訟という訴訟形態が明示的に認められたものといえる。その後も、バングラデシュにおいては公益訴訟が活発に利用されていると評価されている。

以上の歴史的流れをふまえて、佐藤[前掲: 13-22]は、バングラデシュにおける公益訴訟の特徴として、以下の三点を挙げている。すなわち、訴訟の内容としては、「統治構造の問題、環境問題、消費者問題、警察や監獄(における待遇)の問題、女性や児童の問題、労働に関わる問題、年に関わる問題など、インドにおいて観察できる種類の訴訟がおおよそ含まれている」<sup>29</sup>とされる。また、監獄の問題や迅速な司法の問題、「国家政策の指導原則」を媒介として基本権規定を再構成している(とくに、「生命への権利(right to life)」の活用についても、インドと同様の動きがみられると指摘している。さらに、政治的な問題、政党間で争いになる問題について多くみられる点もインドと同様である<sup>30</sup>。司法部の役割としては、バングラデシュの場合最高裁に高裁部と上訴部があり、令状訴訟は高裁部にのみ原審として係属するという点が、上訴部のイニシアティブをとりづらくしている要因にあるとしている。また、バングラデシュの憲法において令状請求訴訟を提起しうる者として、第102条第1項では「利益を侵害された者」という文言があり、また同第2項では、禁止令状、職務執行令状、移送令状に当たるものについては、「利益を害された者」の申請により、と規定がある点を挙げて、インド憲法との違いを明らかにしている。こうした点から、バングラデシュ憲法には原告適格を制限する文言が入っているために、その要件を緩和させるのがインドに比べると困難であったとしている。

上述のような公益訴訟の積み重ねもまた、バングラデシュにおける司法部の独立性を高める契機となったといえることができる。しかし、そうした状況の中で、立法・行政部との対抗関係があり、前述の憲法第16次改正へとつながったとみることもできよう。

また、存続しつつある問題としては、刑事訴訟手続において重要な役割を占める検察官(public prosecutor)の任命の問題がある。これは日本とは異なり、政権が交代すると一時に交代させられるというものであり、栗津[前掲]も指摘しているように、司法手続きの中に

政治性が持ち込まれかねない問題とされている。

こうした課題はあるものの、司法部においては公益訴訟など積極的に権利の侵害を受けた者などに対して救済の場を設けようとしている。そして、これを活用して、住民の人権保障を進めようとしている動きもある<sup>31</sup>。その一つが、法律扶助活動である。次項では、これらの動きについて確認したい。

### 3. 民間組織による法的支援の拡大

法律扶助 (Legal Aid) とは、費用その他問題があつて訴訟による救済が得られない市民に対し、扶助活動を行うものである。バングラデシュにおいては公的機関による法律扶助活動とともに、NGO による法律扶助活動が盛んに実施されている。本稿では主に民間 NGO による法律扶助活動に焦点を当て、いかなる成果をもたらしているかを検討する。また、法制度の整備などにも重要な役割を果たしていることから、こうした活動についても紹介する。

(1) BLAST (Bangladesh Legal Aid and Services Trust: バングラデシュ法律扶助サービストラスト)<sup>32</sup>

#### ①概要

BLAST の使命 (ミッション) は、貧しく、疎外された人々が法システムにアクセスできるようにすること、とされている。そして、目標としては「法の支配に基礎を置く社会で、貧しいもの、疎外された者、排除された者、とくに女性や子ども、障害者、少数民族、ダリット (被抑圧階級) を含む個人が、正義へのアクセスを享受し、人権が尊重され、保護されるものを将来像として立てる」としている。上記の使命、目標を達成するため、具体的な目標として次の 8 点を挙げている。

- ・いかなる理由であっても、またいかなる者に対しても、正義を確保する機会が否定されないよう、無料の法律扶助を実施したり、公益訴訟を提起したり、あるいはアドボカシー活動を実践したりすること。

- ・トラスト (信託) からの補助を受けて実施する法律扶助やその他のサービス活動を実行するため、信託の基金を運用すること。

- ・農村地域を含むさまざまな地域において、弁護士会などの中に法律扶助・支援または人権保護ユニットを設ける。

- ・弁護士やその他の職業の人々に、特別訓練プログラムを実施する。

- ・関係するフィールドで活動している NGO などと連携しながら、他機関との活動の調整を図る。

- ・弁護士らが活用できるよう、調査報告書などを出版する。

- ・抑圧された人々に法律扶助などを進めることの啓蒙活動を含めた、法学教育を行い、

あるいは法学教育機関を設置、運営すること。

- ・さまざまなセミナーや講演会などを主催すること。

以上の8点のうち、特に注目すべきなのが法律扶助活動に関わるものである。

このBLASTは、組織的に見てもかなり巨大な団体であると言える。BLASTが活動している県は19に及んでおり、しかも偏りを持って分布しているのではなく、全国的に広がりを持って活動している。フルタイムの専従職員だけでも279人を数えるが、協力弁護士についていえば約2300人にもなる。そして、1993年から2011年までの法律扶助の結果、仲裁または判決に至ったケースは約9万6500件にもなり、2011年だけでも約7200件の解決につながっている。

非常に活発に活動しているBLASTであるが、本項ではとくに、法律扶助に関わる事項、法律改正などに関わる活動を中心に、その特徴を示していきたい。

## ②法律扶助活動

2011年のみでも、BLASTが法律扶助の対象としたのが1万3253件であった。このうち、9263件が新規で申請があったものである。対象とした件数のうち、8893件は仲裁により解決が図られ、そのうち2048件がBLASTの事務所で手続きが進められた。また、訴訟に関しては2万3295件が取り上げられたが、このうち5158件は2011年に提起されたものである。最終的に4141件が終結したが、そのうち2650件はBLASTへの依頼人が利益を得る結果となっている。対象となる事例はさまざまであるが、家族、刑事、労働など多岐にわたっている。

BLASTに法律扶助を申請する者の多くは経済的に貧しく、社会的にも抑圧された階層の人々が多いとされる。統計はないが申請者の多くは初等教育程度の教育しか受けられていないとされる。また、申請者の多く、およそ87パーセントが女性であるとされ、その中でも家事労働をしている女性や、繊維産業に従事している女性が多いとされる。これらの人々は、以前であれば地域コミュニティやシャリーシュ（イスラーム指導者による組織、勧告などを発することが期待されている）、あるいは労働組合などの場で問題が解決されていたところであるが、これが司法的解決の場に持ち込まれるようになっているのである。

なお、BLASTは、女性および特定の集団に属する者の権利保護に焦点を当てるとして、少数民族（平野部およびチッタゴン丘陵地域）、子ども、労働者、受刑者、スラム居住者を挙げている。また、障害者団体とも連携を図り、彼らの権利保護にも当たっているという。また、上記に挙げたグループには属さない一般市民に関しても、次に掲げる権利の保障について戦略的な訴訟を行い、権利保障を目指しているという。それはたとえば、健康への権利、安全かつ健康的な環境、居住の権利、生命及び自由（生命への権利）、拷問および警察による裁量的な行為からの自由、公正な審理などである。

BLAST は家事事件、土地事件、財産問題、軽微な犯罪、労働事件については仲裁で解決するよう勧めているという。これは、時間的、金銭的に効率的であることが最大の理由とされている。とくに訴訟になると時間がかかるという問題があるため、早急に解決を図るためにこうした手段を選ぶという。2011 年に、BLAST が関与した仲裁事件のうち、約 33 パーセントが訴訟へと発展し、27 パーセントが調停により解決された。約 26 パーセントは継続審理となり、残りの 14 パーセントはさまざまな理由から手続に入れなかったという。調停により解決したうち、22 パーセントを占める約 440 件だけで 3250 万タカを取り戻すことに成功している。これは、とくに家事事件での婚資の支払いや、労働事件での補償金等の支払いによるものと考えられる。

また、BLAST は仲裁では紛争が解決できなかった場合や、刑事裁判の被告人になった者に対して、法的アドバイスや弁護活動を行っている。前述のとおり、2011 年だけで年間に 4141 件が終結している。労働事件では、繊維業従事者たちを援助し、総額約 100 万タカを賃金または補償金として支払わせることに成功している。家事事件では、扶養問題、婚資の問題、再婚問題などで合わせて 3000 件以上を取り扱った。このうち 382 件が裁判で解決しており、総額 2000 万タカ以上を取り戻している。また、刑事事件に関して言えば、ドメスティック・バイオレンスの被害者となった女性の支援や、起訴された人々への支援などを行っている。

### ③調査活動

刑事事件や、大規模な事故などに当たって何らかの法的不備がなかったかを調査し、場合によっては警察に刑事事件として告訴する際に支援したり、あるいはメディアを通じて問題点を発表したりしている。

具体例としては、児童に対する暴力、ドメスティック・バイオレンス、バス事故に伴う道路の安全性、建設現場での安全性などがある。このような事例に対して、BLAST は調査の途中でも、被害者に治療を受けさせる、法律扶助を行う、必要書類の記入、訴訟の支援などの活動を行う。場合によっては、メディアを通じて啓蒙活動を行うこともある。

このような調査活動を行うに当たり、BLAST が利用している手段の一つに「知る権利」法に基づく情報公開の申請である。たとえば、道路の安全性に関わる調査に際しては、内務省等に対して事故の発生件数、死傷者の数、加害者への刑罰や補償金の状況などについて情報公開を申請している。「知る権利」法に基づく情報公開を通じて、権利侵害に対する救済の契機としようという動きは、インドでもみられるものである。

### ④法整備のための活動

BLAST は、法制度整備のためのアドボカシー活動も積極的に行っている。

#### (ア) 労働者の権利



労働法に違反する口頭による解雇については罰則の対象とはしないという、高裁の判断により、労働者の違法な解雇への危険性が高まった。BLASTは弁護士、労働組合代表などと円卓会議を行い、この問題への対応策と、このような状況に追いやられた労働者への救済方法について議論している。このほか、労働裁判所への権限移譲問題や、労働者に対する法律扶助問題についても取り上げるなどしている。

(イ) 2000年法律扶助法<sup>33</sup>

標記の法律の検討のために、会合が開かれている。公的な法律扶助は、本法に基づいて県法律扶助委員会 (District Legal Aid Committee: DLAC) が実施するものであるが、その強化を図るため、メディアなどを通じての啓蒙活動の強化、利用可能者の拡大やモニタリング、DLACの運営の透明性強化などを含む運営の改善、あるいは研修(直近の法律や手続きについての知識や、NGOとの協力体制強化などを題材としている)などを通じての協力弁護士のキャパシティビルディングなどを勧告している。

(ウ) チッタゴン丘陵地域での県判事裁判所へのアクセス拡大

BLAST主催により、法律家の他、チッタゴン丘陵地域の人権活動家や、市民運動家などもまじえて、同地域における正義へのアクセスの拡大、とくに女性および子どもへの暴力審判所や、県判事裁判所、セッション裁判所へのアクセスの問題に焦点を当てて会合を開いてきた。とくに、同審判所はBLASTほかのNGOが提起した、2003年チッタゴン丘陵地域規則の実行を求める公益訴訟に対する判決によるものである。最高裁長官は次のような意見を述べている。

- ・ 裁判官は、JATI (司法研修所：後述) において、1900年チッタゴン丘陵地域規則および丘陵地域の住民に適用される慣習法についての研修を受けなければならない。
  - ・ 独立した家族裁判所を設置する
  - ・ 県判事裁判所やセッション裁判所から独立した女性および子どもへの暴力審判所を設置する
  - ・ 各県に追加セッション判事を任命し、訴訟の取り扱い数を拡大する
  - ・ 3つの丘陵地域の裁判所にも、他の裁判所と同等の施設(判事の官舎などを含む)を設ける。
  - ・ 係属中の訴訟をできるだけ早急に処理し、県判事裁判所からの移送なども検討する。記録が失われた事件については、その対応策を考える。
  - ・ チッタゴン丘陵地域規則を適正に改正することで、手続き上の問題を減少させる。単純に民事訴訟法に置き換えればよいというわけではない。
  - ・ 政府は、法律扶助へのアクセス拡大や、チッタゴン丘陵地域協議会などが効果的に法律扶助サービスを利用できるように、努めなければならない。
  - ・ とくにチッタゴン丘陵地域における土地紛争の滞留について措置をとらねばならない。
- このように、BLASTの活動が基盤となって、法制度や司法制度の整備につながっている

例があることは、注目すべき点である。

#### (エ) さまざまなプロジェクト

国内外の組織と共同で、権利侵害を受けている人々のためのプロジェクトを実施している。下記にその例を挙げる。

##### ・ 刑務所の過剰収容状態の改善

ドイツの国際協力公社 (GIZ) および内務省との共同プロジェクトとして、刑務所の過剰収容状態について改善するためのプロジェクトを実施した。具体的には、受刑者に情報を提供するなどして、法的支援を行ったもので、裁判所や刑務所などからの書類収集、県法律扶助委員会や協力弁護士等につなげること、身元引受人探しなどが含まれる。この結果、1年間で191人の被収容者が保釈されるなどの結果につながっている。

##### ・ 体罰撲滅プログラム

国際 NGO であるセーブ・ザ・チルドレンの支援を受け、教育機関における体罰や精神的加罰の禁止を訴える公益訴訟を提起し、高裁から体罰禁止の判決を得ている。この判決の実行のため、教育省との協力の下、アドボカシー活動などから開始している。

##### ・ 安全かつ健康な状態での成長プログラム (SAFE)

オランダ大使館からの支援の下、ダッカ市内の3か所のスラムに居住する女性に対する暴力からの救済や、リプロダクティブ・ライツ保護などのためのプログラムである。

以前に比べると男女の格差は小さくなってきているとはいえ、児童婚や女性に対する暴力はいまだに問題として残っている。このプログラムではスラムの近くに立ち寄りサービスセンター (One-Stop Service Centre) を設け、BLASTは法的アドバイスを、他の団体は保健サービスを、人口協議会は調査を行うという形で、女性の権利への意識を高め、法的・政策的改革のための基礎作りをすることが目的であった。

##### ・ ハーバード・ロースクール障害者プロジェクト

ハーバード大学ロースクールと共同して、障害者法の現状について把握するため、プロジェクトを実施している。この中では、データ収集を実施するほか、公益訴訟の提起も行っている。

上記のほか、村法廷の活性化というプロジェクトが重要なものとして挙げられているが、これについては別項にてあらためて紹介する。

#### (2) BRAC (Bangladesh Rural Advancement Committee: バングラデシュ農村向上委員会)

前述の BLAST が、その活動のメインは法律扶助や法的支援など、法的な活動が中心であった。しかし、BRAC においては法的支援や人権保護は活動の中の一分野であり、農村の総合的な発展のために活動している NGO である。活動範囲はバングラデシュのみならず、

ウガンダなどのアフリカ諸国や、パキスタン、ミャンマーなど他のアジア諸国にまで及んでいる。活動分野は農業、コミュニティ開発、災害対策・環境、教育、保健衛生・栄養、マイクロファイナンス、社会的事業など多岐にわたっており、BRAC 大学、BRAC 銀行、インターネットプロバイダの BRACNet などの社会的企業を設立するに至っている。このうちの人権・法的支援に関わる業務について、本項では紹介する。

Kolisetty[2014: 13-19]は、BRAC の人権・法的支援部門による活動を 3 つに大別している。すなわち、法教育、コミュニティでの動機づけ、法律扶助である。下記の活動内容については、同論文を主に参照している。

### ①法教育

法教育は、『はだしの法律家 (barefoot lawyer)』と呼ばれる地域レベルのスタッフが実施するものである。BRAC はこれまで約 1 万 2000 人もの人々に対し人権・法教育を行えるように研修を行い、そのうちの約半数が「はだしの法律家」として活動しているという。「はだしの法律家」は 1 回の法教育を実施すると約 11 ドルの報酬が得られる。また、住民が法律的な問題を抱えているときに、それを法的助言サービスや、仲裁サービスへとつなげることも期待されている。

元来行われていた法教育プログラムは、22 のクラスで 30 日間にもわたるものであった。現在はこれが 12 のクラスのものになっている。イスラーム家族法や、土地法、刑法などを取り上げて、主に女性向けに開講していた。このプログラムの成績優秀者は法執行委員会 (Legal Implementation Committee : 各クラスの上位 3 名により構成される組織) に「はだしの法律家」とともに参加し、他の住民にプログラムへの参加を呼び掛けたり、地域での人権侵害問題を BRAC のスタッフに伝えたりするなどの役割を果たすようになる。法執行委員会のメンバーが、後に「はだしの法律家」になることもある。

現行のプログラムは「所有権プログラム」(Property Rights Initiative) とよばれ、元来のプログラムが主に女性への法教育を中心にしていたのに対し、これは所有権に関わる事項に焦点を当てており、男性にも門戸を開いている。これらのプログラム開始から 2013 年までの間に、約 384 万 5000 人の女性が人権・法教育プログラムを受講しており、所有権プログラムに関して言えば、2013 年だけで 5689 人の女性が受講している<sup>34</sup>。

### ②コミュニティ活動

また、BRAC の活動で大切なものの一つに地域レベルでの紛争解決活動がある。後述する村法廷が公的な地域レベルでの紛争解決組織だとすれば、伝統的な紛争解決手段 (シャリーシュ : shalish) のような紛争解決もまた私的なものとして存在する。伝統的なシャリーシュでは前述のイスラーム指導者や地域の有力者が大きな役割を果たすことになるが、それだけでは特に女性などの権利が守られない場合があることから、それを補完するため

にも伝統的組織を修正したものにする必要があった。

そのための具体的な活動として、まず地域リーダー・ワークショップがある。これは、村のリーダーたちにジェンダーおよび人権に関する意識を高めてもらうためのワークショップである。宗教指導者や、婚姻登録者、教員、協力弁護士、はだしの法律家らが参加するもので、法律や人権、所有権などについて研修を受けるものである。このほか、地域リーダー・ワークショップに引き続き人権実施委員会（Human Rights Implementation Committee）を実施することで地域エリートとの継続的なつながりを設けたり、啓蒙のために演劇活動を実施したりしている。

### ③法律扶助

BRACはバングラデシュ64県のうち61県で517の法律扶助クリニックを実施している。依頼者の多くは、「はだしの法律家」らによってクリニックに連れてこられるか、ロコミによって来る。BRACのフィールドスタッフが依頼者に対し、シャリーシュでの解決方法や訴訟手続きなどについて支援する。各クリニックは郡レベルに設けられ、1名のフィールドオーガナイザー（FO）（または郡マネージャ）が運営のトップに立ち、「はだしの法律家」らの監督をする。また、県レベルでスタッフである弁護士がいくつかの事務所を監督している。

民事事件については、FOがまず現地を訪問して調査し、クリニックに持ち込む前に地域レベルで解決できないか、方策を探る。インフォーマルに解決できない場合、BRAC事務所での集会に持ち込む。FOは仲裁人として役割を果たす。これで解決できなかった場合には、公式の司法手続きにのせることになる。BRACには約400人の協力弁護士がいるため、彼らはパートタイムで弁護活動を行う。刑事事件については、FOはまず被害者を病院に連れて行くなどして状態を確認した後、調査に入る。その後警察への通報を支援したり、あるいは法廷での支援活動をしたりするなどの活動を行う。また、こうした段階の中で賄賂を要求されることがあるが、BRACが介入することでそのような事態も減るとされる。

インフォーマルな形で紛争を解決したのが2013年だけでも1万381件あり、活動開始しからの総計で約11万1000件以上となっている。また、裁判所には2013年度で5598件を提訴している。

こうした活発な活動をしているBRACの人権・法的支援活動であるが、問題がないわけではない。BRACが関与した紛争解決手続きであっても、その決定には拘束力がないこと、公的な司法機関の整備を進めるべきこと、ドメスティック・バイオレンス事件などにおいて被害者らに対する暴力が継続的にあること、財政的問題などが課題として存在する<sup>35</sup>。

以上のように、BLASTにしてもBRACにしても、法律扶助活動を積極的に行っている。その背景には、公的な司法手続きの問題点として、訴訟の滞留があり、地域レベルでの正

義へのアクセスをより確かなものにすべき必要性が存在する。

公式の裁判所制度とは別に、地域レベルでの正義へのアクセスを拡大するために設けられたのが「村法廷 (village court)」である。次項では、村法廷について概観する。

#### 4. 村法廷 (village court)

##### (1) 村法廷の設置、組織

村法廷は、2006 年村法廷法<sup>36</sup> (以下村法廷法と略) に基づいて設置されている紛争解決機関である。このほか、1976 年村法廷規則 (以下、規則と略)、1898 年刑事訴訟法典、1908 年民事訴訟法典、1872 年証拠法、1860 年刑法典などが関連法令として挙げられる。

村法廷法第 4 条および第 5 条は、村法廷の構成について規定している。第 4 条は、本法に定める村法廷が管轄しうる事件が起きたとき、いかなる当事者もその紛争について、定められた規定に基づき、また、定められた手数料を支払うことにより、ユニオン評議会 (Union Parishad)<sup>37</sup> の議長に申請することができる、と規定している。議長が当該申請を却下した場合、当事者は判事補に対して不服申立てを行うことができる。第 5 条は村法廷の人的構成について規定している。ユニオン評議会議長が議長となり、各当事者がそれぞれ 2 名ずつ委員を任命する。この任命委員のうち、必ず 1 名はユニオン評議会の議員から選出される。第 6 条は、管轄地についての規定である。原則として、審理される犯罪が発生したり、紛争の原因となった事実が発生したり、あるいは当事者が通常居住しているユニオンにおける村法廷が管轄する。ただし、当事者の居住地が異なる場合、それぞれの居住するユニオンから委員を選任することも可能である。

##### (2) 村法廷の権限、手続き

村法廷法第 7 条によれば、刑事事件に関しては、2 万 5000 タカを超えない額の補償金を支払う旨の命令を発する権限のみが、村法廷には付与されている。また、民事事件についても、訴額は 2 万 5000 タカを超えないものとされている。

村法廷は、通常裁判所と同様証人に尋問する権限を有している (第 10 条)。証人が正当な理由なく、法廷またはその関係者を侮辱したり、法廷の業務を阻害したり、宣誓を行わなかったりした場合、法廷侮辱として 500 タカを超えない罰金を科すことができる (第 11 条)。

村法廷法第 13 条によれば、とくに法律に定めがない限り、証拠法、民事訴訟法、刑事訴訟法の適用はなされないとされる。また、第 14 条によれば、両当事者とも法律家を代理人に依頼してはならない。このように、村法廷における手続きはインフォーマルなものとなる。

手続きは、まずユニオン評議会議長が申請を受理するところから始まる。なお、刑事事件の場合は 2 タカ、民事事件の場合は 4 タカの手数料を支払わなければならない。申請が

登録された後、日程が定められるとともに（規則 7、8）、7 日以内に各当事者から委員が選任される（規則 10）。審理に際しては、当事者の意見を聞き、地域での調査を行うなどして決定を行う（規則 14）。決定を発するに当たっては、公開の法廷においてこれを行わなければならない、その決定については全員一致であったのか、あるいは全員一致でなければ多数意見の割合はどうであったのかということも含めて、記録されなければならない（規則 17、18）。全員一致か、4 対 1 の多数で決定された場合は、その決定は当事者を拘束し、法に従って執行されなければならない。3 対 2 の多数で決定された場合、決定から 30 日以内に上訴することが可能である。刑事事件の場合は、第一級マジストレイトに、民事事件の場合は、判事補に上訴する形をとる。マジストレイトまたは判事補は、決定に誤りがあるとみるときは、その命令を破棄、または修正するか、あるいは再審理のために村法廷に差し戻すことも可能である。

村法廷法では、村法廷の決定を執行する手続きについても規定している。村法廷が、補償金の支払いを命令したとき、その通りに実行されない場合が問題となるが、その際は村法廷議長は関連するユニオン評議会に通知し、税の滞納と同様の手続きで徴収するよう、依頼することとなる。

### （3）村法廷の管轄

#### ① 刑事管轄権

村法廷が管轄しうる刑事事件に関しては、村法廷法附則第 1 編に掲げられたものとなる。

##### ・ 1860 年刑法典に定められた犯罪

傷害、器物損壊、不法侵入、違法な集会および暴動、乱闘、違法な拘束・監禁、暴行、平穏を乱す目的での侮辱行為、脅迫、女性に対する侮辱、酒に酔った上での迷惑行為、窃盗、横領、など<sup>38</sup>

##### ・ 1871 年家畜侵入法に定める犯罪

#### ② 民事管轄権

村法廷が管轄しうる民事事件に関しては、村法廷法附則第 2 編に掲げられたものとなる。

##### ・ 契約などに基づく金銭の徴収に関わる争い

##### ・ 動産の回復に関わる争い

##### ・ 不動産の所有に関わる争い

##### ・ 動産の毀損などに対する補償の支払いに関わる争い

##### ・ 家畜の侵入に基づく損害に関わる争い

##### ・ 農業労働者への支払いに関わる争い

このように、広い範囲にわたって村法廷が扱うことのできる事項が存在していることが明らかになった。しかし、その活動には不十分な点も見受けられるとしている。そのため、村レベルでの正義へのアクセスを活発化させることが求められた。その一環となるのが、

次の紹介する「Activating Village Courts in Bangladesh」と呼ばれるプログラムはその一つである。

#### (4) 村法廷活性化プロジェクト

##### ①村法廷の現状

このプロジェクトは、選定された村法廷の活性化を通じて司法システムの改善を目標にするもので、2009年1月から2014年12月を第一フェーズとして実施されたものである。主担当機関は、地方政府および農村開発・協同組合省（Ministry of Local Government, Rural Development and Cooperatives）およびUNDP（国連開発計画）である<sup>39</sup>。また、資金面では最大の拠出者が欧州連合（EU）であり、支出の88パーセント分を拠出している。その10パーセントをUNDPが拠出しており、バングラデシュ政府が負担しているのは全体の3.5パーセントにすぎない。

2012年の時点で、村法廷が実際に機能しているのは350か所とされており、農村人口のうちの8パーセントにすぎないとされている<sup>40</sup>。この350の村法廷（すなわち、ユニオン・パリシャド:以下UPと略）が存在しているのは、ダッカ（ゴールガンジ県などの136UP）、ラングプール地域（ラングプール県などの88UP）、クルナ地域（マグラ県など59UP）、チッタゴン地域（チッタゴン県など55UP）、ボリシャル地域（ピロジプール県内7UP）、そしてシレット地域（シレット県内5UP）であった。したがって、既存の村法廷の機能向上とともに、村法廷自体の拡大もまた、政策目標の一つとなっている。

2013年において、村法廷が扱った事件数は1万8348件で、村法廷の制度開始以降（2010年度から）の通算では4万5297件となる。2013年に扱った事件のうち、1万5276件が村法廷を通じて解決され、（2010年度からの）通算では3万5379件となっている。村法廷で解決した争いの場合、解決までにかかった日数の平均は28日であり、通常の民事事件にくらべると短期間で解決に至っているとされる（AVC 2013: 10）<sup>41</sup>。また、2013年には県判事裁判所により村法廷へ移送された事件数が1093件にのぼり、この数値も拡大しつつある。このことは、裁判官らの間に村法廷に関わる知識が広がりつつあることを示しているともいえる。

BRACなどでのインタビューの限りでは、村法廷はまだ十分に機能していないという意見も見られたが、AVC[前掲: 14]では村法廷での手続きに直接関与した者への調査によれば、その手続き自体に「満足している」または「非常に満足している」という回答は約68パーセントに上るとされており、公式の報告書では比較的満足度が高いという結果が出ている。

なお、村法廷での決定を受けて徴収されるなどした賠償などの額は、2010年からの通算でやく9770万タカにおよび、2013年のみでも4486万タカに上っている。この金額も、解決した事件数と同様2012年に高い伸びを示している。

## ②活性化のための働きかけ

実際に行われたプログラムは、(ア) 村法廷自体の強化、(イ) 監督権限の強化、(ウ) 人的資本の養成、(エ) 村法廷に関する啓もう活動、そして(オ) 法的な整備に分けられる。これらの働きかけについて、AVC[前掲: 19-25]を中心に概観する。

### (ア) 村法廷自体の強化

#### ・村法廷の機能

民間団体との契約を新規に締結、または更新し、ユニオン評議会に村法廷を設置する動きを支援してもらう。また、振り返りのためのセッションを開き、裁判所制度の見直しに役立てようとしている。実際、前述の BLAST の報告書によれば、2011 年からチッタゴン県およびコックス・バザール県における村法廷の強化活動パートナーとして活動していることが示されている。

また、法廷補助員の派遣も行っている。これは、事務作業の補助や、喚問の支援などを行うものである。

#### ・パイロットプロジェクトの実施

12 のユニオン評議会を選定し、監督権限を完全に地方政府に移譲することで、地方分権的な実施がどれだけ可能なものかを計る側面がある。長期的に安定した村法廷を設けることが目標となっている。また、8 県では県レベルファシリテーターを任命し、県との間で有機的な連携を持ちつつ、村法廷の機能を監督することも施策として挙げられている。同時にオリエンテーション研修を実施し、村法廷の規則などに関する知識をより理解できるようにするなどしている。

#### ・警察への研修

新しい研修として実施したのが警察向けワークショップである。2013 年には 103 人の警察官に村法廷制度への理解向上活動とともに、証人への通達、村法廷の決定の執行などについての啓蒙活動を行っている。

### (イ) 監督権限の強化

12 県の 55 のウポジラにおいて村法廷運営委員会を設置し、これらのウポジラのうち、89 パーセントでは村法廷監督ミーティングが開催されている。このように村法廷運営委員会は、村法廷の活動について効果的に監督することが期待されると同時に、公務員も含めた各種のステークホルダーが村法廷の運営活動に関わることもまた期待される。こうした動きが、村法廷を地域のものにすることにつながるといえよう。

なお、2013 年にはコンサルタントによる村法廷についての評価も行われているが、これによると、村法廷は国際的にみても非常に効果的な活動実績をみせていること、村法廷は政府、地域ともに受け入れられているもので、それは地域的にも近い(半径 3 キロメートル程度)の距離にあるとともに、手数料は安いことなどが関係していること、村法廷一つ



当たり活性化のためには年間 7000 ドル程度が必要であるが、活性化が拡大していけばこの費用も 3000 ドル程度に抑えられることなど、比較的好意的に報告されている。

#### (ウ) 人材養成

##### ・トレーニングマニュアルの配付

村法廷についての質疑応答集を 1000 部作成し、関係者に配布している。また、60 分のドキュメンタリー映画を作成することで、スタッフたちの技術的知識を高めることとともに、関係者の村法廷への意識向上が期待された。

##### ・研修

ユニオン評議会の代表やスタッフ、警察官、宗教関係者など 6338 人に研修を実施してきたという。この参加者のうち、44 パーセントが女性である。また、研修を受けた参加者がその経験をシェアするミーティングを開いており、その回数は 600 にもおよぶ。また、3360 団体ものコミュニティ組織によるミーティングが、2013 年のみで 1 万 8527 回も開かれており、これが地域住民の意識向上にもつながっているということができる。

##### ・ジェンダー

2013 年のみでジェンダーに関わる教材などを 500 部作成し、ユニオン評議会などに配布している。また、これに関わるトレーニング・ワークショップをチッタゴンやファリドプールなどの地域で、公務員やユニオン評議会議員、警察官などを対象に開催しており、ジェンダー平等の観念の重要性とともに、これを村法廷の活動に生かすことの大切さを伝えている。

#### (エ) 村法廷に関する啓もう活動

2013 年には、338 のユニオン評議会の領域に住む約 80 万人を対象に、啓もう活動を行っている。これには、2 万 8500 回のミーティングのほか、490 回もの演劇ワークショップなどが含まれている。さらに、188 人のフィールドワーカーが、草の根レベルでの意識向上キャンペーン活動を行っている。また、啓もう活動のための物品として、2 万 5000 枚のリーフレット、3000 枚のポスター、3 万枚のステッカーなどを作成し、村法廷の役割を示すためのツールとして配布している。

#### (オ) 法整備の推進

議会は、2013 年村法廷（改正）法を 2013 年 9 月に可決した。これにより、村法廷の果たす役割はさらに大きくなったということができる。その内容には、以下の事項が含まれている。

・村法廷の扱うことができる訴額の範囲を、改正前の 2 万 5000 タカから 7 万 5000 タカに拡大した。

- ・ 女性や子どもが関わる事件などについては、女性委員を一定数含める留保規定
- ・ 虚偽の訴えを提起した者に対しては、5000 タカの罰金
- ・ 村法廷に対する法廷侮辱について、罰金を 1000 タカに増額
- ・ 村法廷の決定を執行するために、ユニオン評議会に担当者を増員させる

以上のように、さまざまな側面から村法廷の活動を活性化させようという考えが出されていることが分かる。現在は第二フェーズに入って、活動は継続されているということであるが、前述の通り村法廷が機能している地域は限られており、今後はその領域的な面での拡大が求められている。もっとも、そのために各種の市民団体と連携して、村法廷の設置・運営を進めようとするなど、融通をきかせて活動を進めようとする面もみられる。

バングラデシュにおける村法廷の導入について興味深いのが、隣国インドの「村法廷 (Gram Nyayalaya)」である。インドの村法廷は 2008 年村法廷法に基づいて設置が始まった組織であるが、この法律が制定される以前から、パンチャーヤトと呼ばれる地方政府には紛争解決機能が認められていたこともあり、また、バングラデシュと同様、司法と行政との分離について検討される流れの中で、司法パンチャーヤトまたは村法廷のような。いわゆる地域的紛争解決組織の導入もまた提言されるようになってきていた。当初はバングラデシュにおける村法廷と同様、地方政府・農村開発のための組織の中に、あるいは関連付けて地域的紛争解決組織を置くことが提言されていたが、最終的に地域的開発・統治機関であるパンチャーヤトから紛争解決の機能は外されることとなった。2008 年に制定された「村法廷法」は、したがってあくまでも司法の系列の中に置かれる組織としての位置づけがなされるものであり、その意味で、バングラデシュにおける村法廷と、インドにおける村法廷とは、名称は類似しているものの、(組織などの面からいえば) 内容的にはかなり違うものということができよう。

以上のように、村法廷の設置は、現代バングラデシュの司法が抱える課題、とくに正義へのアクセスの問題と司法の滞留の問題を解決するための方策として提示されてきたものということができる。それでは、その他にはバングラデシュ司法の抱える問題があるのか、また、いかなる方法でそれらの問題に対処しようとしているのか、次項において確認する。

## 5. 司法改革

司法制度に関しては、様々な側面から改革の必要性が述べられてきた。本項ではまず DANIDA などとの共同プロジェクトである司法改革プロジェクトについて概観したうえで、最高裁判所と UNDP との共同プロジェクトである「司法強化 (Judicial Strengthening) プロジェクト」について紹介する。同時に、司法制度とは直接関係ないまでも、押さえておくべき法制度の改革について概観する。

### (1) DANIDA などによる司法制度改革

2001年から、DANIDA（デンマーク国際協力機構）、世界銀行、CIDA（カナダ国際協力機構）との共同プロジェクトとして、民事訴訟システムの改善を通じて、訴訟の滞留を減らし、迅速な手続きの執行、そして正義へのアクセスの拡大を目的に実施されたものがある。プロジェクトの基本的内容はキャパシティビルディングとされている。具体的には、次のような内容が含まれている。

- ・ 裁判所運営の改善
- ・ インフォメーションシステムの導入による運営システムの強化
- ・ 法的枠組みのアップデート
- ・ 研修環境の改善
- ・ 裁判所の施設面での改善
- ・ 法教育および法律扶助活動の実施

これらの中でも、とくに運営システムの改善は中心的なプログラムとされている。これは、ケースマネジメントおよび裁判所運営改革（Case Management and Court Administration Reforms: CMCA）と呼ばれている。このプログラムは、最高裁判所におけるキャパシティビルディングプログラムと、一部の県判事裁判所におけるキャパシティビルディングプログラムとに分けることができる。

Halim[前掲: 346-347]によれば、最高裁におけるプログラムはITセクションの設置、LANのセットアップ、データ入力等の研修に分かれている。このうちITセクションの設置とは、係属中の事件についてデータベースを作成し、その処理に備えるためのものとされている。ただし、Halimは現状についてほとんど進展がみられないと批判的意見を示している。

県判事裁判所におけるプログラムは、司法行政官（Judicial Administrative Officer）の設置、記録管理システムの設置、領域的管轄の拡大、ケース管理システムの導入、コンピュータ研修の実施に分けることができる。このうち司法行政官は、裁判官が抱える仕事を軽減させるため、共同県判事を司法行政官として配置し、審理のための準備など運営に関わる業務に就かせるというものである。また、記録管理システムについては、各パイロット県判事裁判所に記録管理室を設け、すべての第一審、上訴審などのケースを管理するというものである。領域的管轄の拡大とは、県内でも担当地域によって業務の多寡があるため、共同県判事、上級判事補および判事補の領域的管轄をなくし、全県を担当地域とすることで業務量に差を設けないとするものである。

ただし、こうしたプログラムについてもHalimは課題が残るとしている。たとえば司法行政官を導入したとしても、通常の裁判官が担う審理に伴う事務作業は大きく軽減できるものではないこと、また、司法行政官が事務作業を担当したとしても大幅なスピードアップができない作業もあることなどの問題を指摘している。ケース管理システムの導入に関しても、情報マネジメントシステム全体を改善しなければならないこと、使用者が使いや

すいソフトウェアの開発などが求められることなどを問題点として挙げている。

## (2) 司法強化プロジェクト (Judicial Strengthening Project: JUST)

### ①JUST 実施の背景

前述のとおり、バングラデシュの司法制度が抱える問題は多面的なものである。その中でも訴訟の滞留は大きな課題であり、また、これに関わって正義へのアクセスが十分ではないという問題も、とくに貧困層や女性に存在する。こうした問題の解決のため、実施されているプロジェクトの一つが、本項で紹介する JUST である。JUST のプロジェクト内容について概観する前に、プロジェクト実施地において行われた調査から、住民の司法制度への意識を紹介する<sup>42</sup>。

世帯調査によれば、11 パーセントが民事訴訟に関与したことがあり、12.4 パーセントが刑事訴訟に関与したことがあり、そして 2.5 パーセントが両方に関与したことがあると回答している<sup>43</sup>。大都市であるダッカでは、民事訴訟のうち土地紛争や家事事件が多く、刑事訴訟では窃盗、政治的紛争、女性への暴力が多いが、東にインドとの国境線を持つランガマティ県ではコミューナル紛争、政治的暴力も多くみられるという。全体では 74.2 パーセントが訴訟に関与したことがないと回答しているが、ランガマティ県では 85.5 パーセントが訴訟に関与した経験がないと回答していることが注目される。

紛争が起きたとき、全体では 38.7 パーセントが公式、非公式のいずれの紛争解決手段も利用していないと回答しており、その両方を活用したと回答したものは 22.7 パーセントとなっている。大都市であるダッカでは、いずれの方法も利用していないとする回答が 49.6 パーセントと非常に高い。これに対し、ランガマティ県では非公式的な方法で紛争を解決したという回答が 38.2 パーセントとなっており、平均値である 28.9 パーセントに比べて高くなっている。なお、JUST[前掲: 14]は、ランガマティ県ではベンガル人に比べて少数民族が非公式的な紛争解決手段を活用していると述べたうえで、ただし紛争の数自体が 90 件と少なく、統計の扱いには注意が必要であると注記している。

男女間の違いでみると、紛争に関わって何らかの解決手段を活用しなかった（男性：42.3 パーセント、女性：50.0 パーセント）、非公式的な紛争解決手段を用いた（男性：28.5 パーセント、女性：32.1 パーセント）と大きな違いはないのに対し、公式的な紛争解決手段を用いた（男性：10.5 パーセント、女性：5.4 パーセント）または両方の手段を用いた（男性：18.7 パーセント、女性：12.5 パーセント）ものには違いがみられ、男性に比べると女性の方が公式的な紛争解決手段を活用する割合が小さいことが分かる。

非公式的な紛争解決手段として、刑事事件では伝統的な集会（シャリーシュ）により解決するという回答が 72.8 パーセントだったのに対し、村法廷という回答は 15.8 パーセントにとどまる。民事事件であっても、伝統的集会によるという回答が 65.1 パーセントであり、村法廷を活用するという回答は 23.6 パーセントとなっている。村法廷に比べると、依然と

して伝統的な集会在多く活用されていることが分かる。なお、ランガマティ県では刑事事件、民事事件のいずれにおいても、長老による解決がもっとも大きな数値となっており、たとえば刑事事件では 28.6 パーセントが、民事事件では 38.6 パーセントが長老による解決を選択している。

紛争解決に際して一定数の利用者がある伝統的な紛争解決手段ではあるが、利用した者からの不満の声も聞かれる。たとえば、「決定に当たって社会的影響力のある者による介入があったり、政治的配慮に基づいた決定になったりしていること」、「決定やそれに至る過程において、縁故主義やひいきが入り込んでいること」などがある。また、何らかの決定が出されたとしても、それが執行されないケースも存在しており、その理由としては「相手方当事者が決定を順守しようという意思がない」ことや、「相手方当事者が、社会的影響力を持っている」こと、あるいは「相手方当事者が富裕層である」ことなどが理由として挙げられている。

これに対し、公式的な紛争解決手段については、解決まで時間がかかったことがアンケートからも示されている。世帯調査によれば 41.4 パーセントが解決まで 3 年以上かかったと回答し、裁判所での調査でも 48.4 パーセントが 3 年以上必要であったと回答している。裁判に関する満足度でいうと、裁判所での調査によれば 79.2 パーセントが不満であったと回答している。不満であった理由は、最大のものが「時間がかかったこと」で 63.2 パーセントを占め、そのほかに「わいろを払う必要があった・領収書なしの支払いを強いられた」が 24.7 パーセント、「わいろを払わないということでいやがらせを受けた」が 16.9 パーセントとなっている。なお、時間がかかった理由として「相手方当事者がわいろを支払って時間稼ぎをした」、「わいろを支払わないことで時間をかけられた」、「弁護士に十分な支払いをしなかった」、「政治的圧力があつた」などの理由が挙げられている。

以上のような調査および事件の処理件数などから、提言として以下のような内容の事項が挙げられている。

- ・司法は、下位裁判所から上位の裁判所に至るまで独立したものでなければならない
- ・司法に対する国民の信頼を得るためには、政治的圧力から自由でなければならない。裁判官の人事に関しては裁判官自身で行う必要がある。
- ・業務の分析を行い、人材の適正な配置ことや、新設の裁判所や審判所などにより訴訟の滞留に対応しなければならない
- ・書類などのコンピュータ化を進める必要がある
- ・オーディオ・ビジュアルによる証拠も認められるよう、法整備がなされるべきである
- ・市民への召喚に際して SNS などの現代的機器も活用すべきである
- ・司法の機能に対する監督システムの設置も考慮する必要がある
- ・NGO などにより市民の法意識や司法制度に対する意識向上に努める。
- ・警察に、司法制度と連携した新たな部局を構築するべきである。より迅速なコミュニ

ケーションを、警察と裁判所との間でとることができるように考慮する。

- ・シャリーシュ制度の近代化についても考慮する必要がある。
- ・ADRのさらなる活用のために政策を立て、法制度の整備を進めるべきである。家事事件や刑事事件についても活用できる方策を考える。
- ・ニーズに基づいた研修プログラムを考え、人材育成に努めるべきである。

上記に掲げられた内容は多岐にわたり、一つのプログラムで対応することは困難であるが、このうち一定のものについて取り組むプロジェクトが、後述する司法強化プロジェクトである。続いて、その概要を紹介する。

## ②JUSTの概要

JUSTプロジェクトは、前述の通り最高裁判所とUNDPとの共同プロジェクトで、実施期間は2012年から2015年の3年間となっている。司法のキャパシティビルディングを通じて機能の改善と、弱者層の権利保障とを進めることが目的とされており、ターゲットとしては、最高裁におけるケースの流れをよりよく管理運営すること、最高裁の戦略的計画および行政能力の向上、3か所の県判事裁判所においてサービスの改善を図ること、ケースの管理について研修を強化すること、が挙げられている。ここではまず、最高裁判所における働きかけについて概観する。

最高裁は、プロジェクト対象地であるダッカ、キショールガンジ、ランガマティの各県判事裁判所に一つずつと、最高裁に四つの、計七つのケース管理委員会を設置した。県判事裁判所での委員会は、定期的に会合を開き、訴訟の滞留が発生する原因について検討を行っている。また、ビジネスプロセスマッピングの手法を用いて、訴訟の遅れと滞留についての対応策を提言している。このほか、最高裁に事務局を設置し、下位裁判所の管理を行う機能を持たせている。同時に、登録事務所の機能分析を行い、調整や財務処理に関する能力の強化を図っている。

裁判官自体の育成強化に関して言えば、60名の裁判官（うち16名が最高裁所属）に対して、家事事件や民事事件の解決に当たっての仲裁に関わる手法について研修を行っている。さらに、120名の裁判官らにコンピュータ技術についての研修も実施したほか、英語での法律用語使用法についての研修も行っている。オンラインでの法律データベース活用法については、インドの法律データベース運営を行っている「Manupatra」社が研修を行っており、JUSTはこれを、「南＝南協力」の一環と紹介している。

また、3か所の県判事裁判所には女性向けの待合室を設け、女性が司法による救済を受けられやすくするような方策を考えている。

以上のように、さまざまな側面から裁判所の機能改善を図ろうとしていることが見て取れるが、なかでも重要なものがケース管理委員会の活動を通じての、訴訟の滞留問題への

対応である。

### ③県判事裁判所におけるケース管理委員会

JUST プロジェクトにおいて取り組まれるべきもっとも重要な課題は、訴訟の滞留である。これへの対応策として、訴訟の管理について定期的に検討していくことが求められた。そのための一つの方策として掲げられたのが、ケース管理委員会の設置である。ここでは、ケース管理委員会の活動に関わるガイドラインについて紹介し、いかなる基準をもってケースの管理を進めようとしているのかを概観する。

そもそも訴訟の滞留が起きる原因の一つに、ケースの管理がうまくいっていないことがあるとしたうえで、現代的なケースの管理とはいかなるものであるのか、特徴を挙げている。これはいいかえれば、これらの点に当てはまらない管理方法が、旧態依然としたものとして問題視されているということができる。

- ・すべての関係者が訴訟の過程において迅速な解決を念頭に置いている
  - ・日程の順守
  - ・仲裁における会合の開催
  - ・裁判官（マジストレイト）、当事者、弁護士およびその他の司法関係者が遅れを出さないように協力すること
  - ・解決のために和解を活用すること
  - ・裁判官が訴訟の流れをコントロールできること
- ・訴訟を管理できるための裁判所の能力向上
  - ・裁判官が訴訟事実をよりよく認識しうるようにすること
  - ・確定的な日程を組むこと
  - ・訴訟費用を明確にすること
  - ・当事者の出廷を求めることなく、論争誘発的ではない訴訟を処理すること
- ・遅れを最小限にする
  - ・訴訟を遅らせる手法を用いさせないように、証拠などを完全に開示させること
  - ・裁判所の設定した日時設定を順守させること
  - ・審理前の申立て等については迅速に処理すること
- ・訴訟費用の軽減
  - ・当事者は、事実や証拠について早期にかつ完全に開示すること
  - ・論点の明確化
  - ・証人の数を減らすこと
  - ・証人の出廷時間の順守
  - ・当事者が解決を求めているときに、あらためて証人の申請をしない

- ・ 和解による解決を勧める
  - ・ 当事者に対して論点を絞らせ、裁判外での紛争処理を勧めることで、裁判所は和解による解決を進める
- ・ 民事事件における友好的な解決
  - ・ 紛争を訴訟による解決に持ち込む前に、仲裁などによる解決を勧める

以上のような形でケースの管理がなされるためには、関係する当事者がそれぞれ注意すべき点があり、またそれを支える環境が求められる。まず、いかなる環境および考え方が整備されるべきか、という点については、以下のような事項が掲げられている。

- ・ ケース管理が成功するために必要な条件
  - ・ 係属件数の減少と新たなケースの管理方法との両面を考える
  - ・ シンプルな IT ツールの活用
  - ・ 継続的な改善のために、情報管理が迅速かつ正確であること
  - ・ すべての関係者（弁護士、検察官、当事者、司法省、警察など）との調整
  - ・ 裁判所により決定された日程の順守
  - ・ 訴訟の遅れを引き起こさないための手続き規則の改定
  - ・ 訴訟手続きに入る前に解決を目指すこと
  - ・ 略式手続きを進めること

これらの環境の中で、それぞれの関係者がいかなる点に注意すべきかを、ガイドラインでは記述している。

- ・ 裁判官・マジストレイト
  - ・ 複数の訴訟について日程を組織化する（カレンダーの明確化を示すと思われる）
  - ・ 各訴訟におけるタイムテーブルを確定的なものとする
  - ・ 仲裁等の準備を行う
  - ・ 論争誘発的な申立てを、うまく取り扱う
  - ・ 仲裁に関わる会合に参加する
  - ・ 当事者が紛争の解決へと向かうように勧める
- ・ 裁判所事務官
  - ・ 当事者に設定された日時について通達を行う
    - ・ 裁判官が設定した、または規則により定められた日程を当事者が遵守するように努める
  - ・ 事件目録の印刷



- ・ ケースの進行状況を追跡する
- ・ 弁護士
  - ・ 明確で包括的な弁論を行う
  - ・ 論点を絞り、訴訟費用を軽減する
  - ・ 事前にできるかぎり訴訟準備を行う
  - ・ 裁判官または裁判所の設定した日時を順守する
  - ・ 仲裁に関わる会合に参加する
  - ・ 仲裁に関わる会合について、依頼人のために準備を行う
  - ・ 引き伸ばしのための手法を用いない
- ・ 当事者
  - ・ 問題点を明らかにし、弁護士および裁判所にすべて開示する
  - ・ 裁判外紛争処理などによる解決を活用する
  - ・ 迅速な解決のために、その他の関係者に協力する
- ・ 審理前の仲裁に関わる会合
  - ・ 訴訟過程をコントロールする手段として活用する
  - ・ 不要な申立てなどを行わないように求める
  - ・ 友好的な解決につなげるよう勧める
  - ・ 論点を絞ることで訴訟費用を軽減させる
  - ・ 迅速な解決を念頭に置く
  - ・ すべての関係者が、訴訟の管理プロセスおよび迅速な紛争解決に関与するように努める

以上の点からみると、求められていることは「訴訟に関わる時間管理」「仲裁などの裁判外紛争処理手続きの推奨」「論点整理および証拠等の開示を通じた迅速化」という点にまとめることができる。これらの点を進めるため、前述のケース管理委員会が設置され、さまざまな面での検討を行うことが求められている。その検討・取扱い事項としては、

- ・ ケース管理の状況についてモニターするため、定期的な会合を開催すること<sup>44</sup>
- ・ 訴訟の遅れなどを引き起こしている問題点を明らかにし、滞留しているケースについて分類化するためにケースの分析を行うこと
- ・ シンプルで自動化されたデータベースの構築を行うこと
- ・ ケース管理の改善のため、政策面および手続き面での改革について、最高裁長官に対して提言を行うこと

- ・ 県判事裁判所のレベルで、訴訟の滞留を軽減させるための政策決定を行い、実施すること
- ・ 訴訟の滞留などについてワークショップやセミナーなどを開催する

なお、ケース管理委員会では女性の参加を重視しており、もしも女性委員が 2 名以下の場合は 1 名の司法官、1 名の官僚、1 名の弁護士でいずれも女性を会合に招へいしなければならないとされている。

JUST プロジェクトはいまだ実施途中であり、バングラデシュ司法の最大の問題である訴訟の滞留をどれだけ軽減させるのか未知の部分もあるが、今後のバングラデシュ司法について検討するうえで、その取り組みは注目すべき点があると考えられる。

## 6. 法曹養成制度と裁判官の研修

バングラデシュ司法を担う重要なステークホルダーは、裁判官および弁護士である。前項の司法改革においても裁判所の機能向上が重要な課題として取り上げられていたことから分かるように、法曹の能力向上はバングラデシュ司法のさらなる展開について重要な位置づけとなる。本項では法曹養成制度の概要を紹介したうえで、裁判官の研修機関である司法研修所（Judicial Administration Training Institute: 以下 JATI と略）について概観する。

### (1) 法学教育<sup>45</sup>

バングラデシュ法律委員会報告書第 84 号は、法学教育の目的として次の 6 点を挙げている<sup>46</sup>。

- ・ 法の理念および法制度についての知識を与えるなかで、法とは単なる原則や条文ではなく、正義や公正という社会の秩序を成り立たせている価値でもあることを理解させる
- ・ 法の実体的・手続き的知識とともに、法曹として活動しうる実用的な技術を身に付けさせる
- ・ 弁護士や裁判官のみならず、立法者、裁判所事務官、教員、研究者、人権活動家などになりうるための特化した法律知識を身に付けさせる
- ・ 他分野の学問も学びうる自由な法学教育の中で、公共・民間両セクターにおいて責任ある立場に立ちうる付加価値ある法学履修者を育てる
- ・ 法の社会的・倫理的価値について学ぶ中で、法はわが国において貧困撲滅や人権保障のために重要な配分的正義のための道具となるものであることを理解させる
- ・ グローバル化の中で法の超国家的側面について、たとえば国際法、国際私法、外国法を学ぶことで理解させる

このようにバングラデシュ社会において法学教育の持つ意味が小さくないことが示され

ている中で、いかなる教育が実際に行われているのか、また、その問題点はいかなるものであるのかを概観する。

#### ①現状

バングラデシュにおける法学教育は、イギリス統治期の 1863 年にダッカ・カレッジ（カルカッタ大学に所属）において法学部が創設したときにはじまるとされる。その後、1921 年にはダッカ大学に法学部が創設された。1973 年までは 2 年間の LLB（法学士）コースが置かれ、その後制度変更を経て現在ダッカ大学では 4 年制の LLB コースと 1 年生の LLM（法学修士）コースを設置している。また、1953 年にはラジシャヒ大学に法学部が設置され、1990 年代に入ってからクシュティアのイスラーム大学にイスラーム法学部が、また、チッタゴン大学にも法学部が設置されるに至っている。このような経緯を経て、現在バングラデシュ国内の 7 つの国立大学で法学教育が実施されているが、そのうちガジプール国立大学以外では 4 年制の法学教育が行われている。教育での使用言語はベンガル語または英語である。また、約 30 の私立大学や、国立大学に加盟している法学院（Law College）においても法学教育が行われている。

#### ②カリキュラム

国立チッタゴン大学法学部の LLB コースは 4 年制のコースとなっているが、在学期間中の講義一覧は下記の通りとなっている。

##### ・一年目

法理学、バングラデシュ法制史および法制度、イスラーム法、ヒンドゥー法、ローマ法、経済学基礎、英語、フィールドワーク、面談

##### ・二年目

政府及び政治学、契約法、バングラデシュ憲法、財政法、財産権移転法、不法行為法、法的調査方法論、法律英語、フィールドワーク、面談

##### ・三年目

比較憲法、刑事学、刑法、刑事訴訟法、証拠法、行政法、バングラデシュ土地法、会社法、フィールドワーク、面談

##### ・四年目

民事訴訟法、バングラデシュ労働法、国際公法、特定救済法・登記法など、商法およびその他ビジネス法、法曹倫理・起案

これに対し、私立大学のサウスイースト大学のカリキュラムは下記のとおりである。なお、この大学は一年を 3 セメスターに分けた、セメスター制をとっている。

##### ・第一セメスター（一年目）

- 英語、バングラデシュの法制度、政府及び政治学、法律用語
- ・ 第二セメスター（同上）  
英語、契約法①、エクイティおよび信託、法解釈
  - ・ 第三セメスター（同上）  
英語、契約法②、バングラデシュ憲法、不法行為法および消費者保護法
  - ・ 第四セメスター（二年目）  
イスラーム家族法、比較憲法、行政法、ヒンドゥー法、刑事学および刑事行政
  - ・ 第五セメスター（同上）  
法理学および法理論、イスラーム財産法、バングラデシュ土地法、財産権移転法・登記  
刑法①
  - ・ 第六セメスター（同上）  
刑法②、特定救済法・出訴期限法、刑事訴訟法（総論）、民事訴訟法（総論）
  - ・ 第七セメスター（三年目）  
証拠法、刑事訴訟法（各論）、民事訴訟法（各論）、会社法・証券法
  - ・ 第八セメスター（同上）  
労働法・産業法、税法、銀行法・マネーロンダリング防止法、売買・運送・破産法、  
保険法
  - ・ 第九セメスター（同上）  
国際貿易法、知的財産法、国際公法、国際人権法
  - ・ 第十セメスター（四年目）  
環境法、国際難民法、メディアおよび情報技術法、医事法
  - ・ 第十一セメスター（同上）  
ADR・法律扶助・法曹倫理、起案技術（民事）、立法技術、起案技術（刑事）
  - ・ 第十二セメスター（同上）  
法学調査・論文、模擬裁判・弁護（民事）、模擬裁判・弁護（刑事）

サウスイースト大学法学部のカリキュラムは、チッタゴン大学のそれに比べると応用分野の講義が多く含まれており、より実践的な内容が見受けられるといえる。ただし、限られた年限の中で応用分野にも目を配らせたためか、憲法などの基本分野の講義がチッタゴン大学に比べると時間的に短く思われる。しかし、全体的に見て法曹養成という目的から考えると、サウスイースト大学のように実践的な内容を強調する大学は、先進的な姿勢を見せているということもできよう。

### ③課題

バングラデシュにおける法学教育に関しては、さまざまな課題も存在しているといわれ

ている。この点について、Asaduzzaman and Karim [前掲]は、以下の5点を挙げている。

(ア) 入学試験制度の不統一

国立大学などの4年制の法学部に入学する学生は、いわゆる学部教育に入学するという形をとるため、高等学校卒業レベルのテストを受けたうえで、各大学の（大学によっては門戸の狭い）入試に合格しなければならない。これに対し、2年制の大学の場合は何らかの分野の学部を卒業した後に進学する形となっている。したがって、法学教育を受ける前のキャリアにも違いがあることになる。こうした入学までの流れが統制されていないことで、教員の側も教育に困難を感じる点があるといわれる。

(イ) 教員の研修不足

教員の採用に当たって政治的イデオロギーが重視されることがあり、とくに国立大学の場合は出身大学以外に採用されることが少ないという問題もあるといわれる。また、一度採用されると、研修を受けたり、実務経験を積んだりする機会がないという問題もある。たとえば、実務に就いたことのない手続法の教員であっても、採用後は経験を積む機会がないということが問題とされている。

私立大学の場合、教員の業務の負担が重く、授業準備に充てる時間や、研究を進める時間が無くなるという問題がある。また、国立大学に加盟している法学院の教員の場合、多くが兼任教員であり、研究歴も乏しいものがある。

バングラデシュにおける法学教員全体に言える問題としては、長く勤めている教員は法律顧問業務や政府の業務に務める者が多く、その結果多くの教育が若手教員により担われているということが挙げられる。

(ウ) 職員の経験不足

大学教育の円滑な推進に当たっては経験ある職員の存在も不可欠であるが、給与水準の問題もあり、職員の能力向上が十分に行われていない。このことが、法学教育の推進において問題となるとされている。

(エ) 設備の不全

国立、私立いずれであっても設備について問題がある。とくに私立大学に目立つとされている。たとえば、教室の数、教室内の設備（音響、プロジェクター）、図書館などの設備に問題があるとされる。

実際、バングラデシュ国内で最高峰とされるダッカ大学法学部であっても、建物の一階部分のみが法学部に充てられているという状況で、教室も旧来の大学の講義室という様子であった<sup>47</sup>。

#### (エ) シラバス、教育方法および評価方法

シラバスが現代的法学教育のニーズに合っていないといわれる。とくに多くの私立大学や法学院でのカリキュラムは旧態依然としたもので、学際的アプローチやリサーチワークがカリキュラムの中に取り入れられていないという意見も見られる。

講義方法も旧来のもので、双方向的な講義があまりみられないという。教員も十分なトレーニングを受けていない結果、問題解決型の授業や、分析型教育があまりなされていないという。

しかし、前述の二大学におけるカリキュラムをみるかぎり、中には現代的問題を取り上げるような講義を置く、あるいは模擬裁判のような実践的講義を行う、などの科目をカリキュラムに取り入れている大学も存在する。

#### ④ 法律委員会による提言

前述の課題は前述の法律委員会報告書でも取り上げられているもので、この報告書では様々な提言を行っている。

- ・ 法学教育を政府の教育政策における優先順位において高位のものとし、その質を高めるために具体的な施策を進める
- ・ 法学教育について監督する「法学教育協議会」を設置する。この協議会は、バングラデシュ弁護士会や、大学補助金委員会と協働するものとする。協議会の設置のために、1972年バングラデシュ法曹および弁護士会令を改正するとともに、協議会の設置法を制定する。
- ・ 大学補助金委員会の中に法学教育委員会を設置する。これは法学部からの代表により構成されるものとし、あわせて1972年大学補助金委員会令などの改正を行う。
- ・ 弁護士試験前に、法学部卒業生に対し1年までの職業訓練コースを設ける。前述の協議会が、このコースの設定および運営を担う。
- ・ 法学教育における学問的側面と職業訓練的側面との合理的連関の下に、法学部卒業生が知識、技術とともに実務能力や法に関連する一般的職務を身につけることができるようにする。(そのために) ソクラテス・メソッドやケーススタディ、模擬裁判などのより実践的な手法を取り入れる必要がある。
- ・ カリキュラムの中に学際的なアプローチを取り入れるようにし、学生が社会的問題についてより理解できるようにする。歴史、経済学、政治学、社会学、論理学などは新しいカリキュラムの中に取り入れられるべきである。
- ・ 現代経済やIT技術、グローバル化などの要請にこたえられるような新たなコースや科目をカリキュラムに取り入れるべきである。会社法、国際経済法、E-コマース、知的財産法、環境法、医事法などは取り入れられる必要がある。
- ・ ADRや放送倫理、調査、起案技術などについての独自のコースを設けるべきである。

・法の超国家性を強調するためにも、国際公法、国際私法、比較法などについて（カリキュラムに）導入すべきである。

・法学教育において、人権やジェンダーの観念を取り入れる必要がある。これらについての文献を学習計画の中に入れる必要がある。

・法学院での教育と大学での教育との差を縮めるためにも、法学院での開講数を増やすとともに、その学習期間を延ばす。

・法律クリニック教育を推進する。これにより、コミュニティへの法律サービスについて学ぶ。学生はさまざまなADRに参加し、現実の生活に触れるとともに、その知識を生かす機会をもち、同時に疎外された人々への意識を高めるようにする。

・法学院での教育について大規模な改革を進める。その際に、次の事項を行う。

・学習期間を2年から3年へと延長し、最終年度には実践的な内容を学習する。

・入試を実施する。

・学生の入学定員を設ける。

・専任教員の選任を義務付ける。

・政府からの補助金を給付する。

・教室、図書館、書籍、コンピュータなどの施設・備品を供与する。

・法学院に対して監督を実施する。

・現代的法学教育について基準を示すような、政府が資金を拠出する法学院を設置する。

・問題解決指向の設問により、学生の成績評価を行う。

・中学・高校レベルの生徒に法律の一般知識を学ばせ、法学教育の前段階とする。教育省は、中学・高校のカリキュラムにおいて法の基礎について取り入れるよう、必要な通達および枠組みを示すべきである。

・効果的な英語の学習は行いつつ、現行の（英語およびベンガル語の）二言語で法について学習する方針は保つ。

・教員のアカウントビリティについて定めるとともに、学生による評価も行う。詳細について検討する必要がある。

・教員の研修を実施する。

・弁護士や裁判官といった法曹のみならず、法を学んだ学生がさまざまな政府・非政府の部局において専門性を生かすことができるようにする。バングラデシュ行政職（法務）のような部門を設ける。

これらの提言のいずれも、前述の課題に対応するものといえることができ、今後のバングラデシュ司法にも影響を及ぼしうるものと考えられる。しかしながら、現時点ではこの提言に沿った大規模な教育改革はいまだ実施されていないのが実情である。

(2) バングラデシュ弁護士会連合 (Bangladesh Bar Council) およびその他の法律職

## ①弁護士

法曹として裁判官とともに重要な位置づけをもつのが、弁護士である。バングラデシュにおいては、前述の 1972 年バングラデシュ法曹および弁護士会令が、弁護士の加入組織である弁護士会について規定している。

弁護士会には最高裁判所弁護士会（Supreme Court Bar Association）と原則として各県に置かれる地域弁護士会とがある。ただし地域弁護士会には県以外の領域をもって弁護士会を構成している場合があるため、現在では 81 の弁護士会があるとされる。弁護士として活動するためには、いずれかの弁護士会に加入する必要がある。

バングラデシュにおいては、弁護士は三種類に大別できる。下位裁判所における弁護士、最高裁高裁部付きの弁護士、そして上訴部付きの弁護士である。

まず、下位裁判所における弁護士になるには、以下の条件を備えなければならない。

### ・基本的な条件

- ・バングラデシュ市民であること
- ・21 歳以上であること
- ・以下のうち、いずれかを満たしていること
  - ・バングラデシュ国内の大学において法学の学位を取得している
  - ・バングラデシュ弁護士会連合が認めた、バングラデシュ国外の大学で、法学の学位を取得している
  - ・バリスターの資格を得ている

### ・第二の条件

上記の基本的条件を満たしたうえで、出生証明書、学位などの条件を満たしていることの証明、推薦書などを弁護士会連合に提出する。そして、10 年以上の勤務経験をもつ弁護士の下で、6 か月間の実務研修を受ける。その後、筆記と口述の試験を受け、合格した場合、弁護士として活動できるようになる。

高裁部付きの弁護士の場合、下位裁判所での 2 年以上の活動経験があるか、または官報において公示されたバングラデシュ以外の国での弁護活動があるか、またはイギリスにおいて弁護活動を行ったかあるいは法学修士号を一定の成績で取得して、最高裁付きの弁護士の下で 1 年以上の勤務経験があるか、または法務官職<sup>48</sup>として 10 年以上の経験を持つ、という条件のいずれかを満たさなければならない。そしてそのうえで、弁護士会の加入証明や、弁護士として関わった 25 以上の事件のリストなどを弁護士会連合に提出しなければならない。さらに、筆記と口述の試験を受けなければならない。ただし、裁判官から転身する者は、筆記試験が免除される。

上訴部付きの弁護士は「記録弁護士（Advocate on Record）」とされる。高裁部での 5 年以上の弁護経験があり、弁護士会連合や高裁判事からの承認があつて初めて上訴部付きの弁護士になる。



これらの弁護士の資格認定や試験などを実施したり、あるいは弁護士の行動綱領を作成したり、または弁護士の権利や利益を守ることを目的に設置されているのが、弁護士会連合である。弁護士会連合の会長は、法務総裁が職権により就任する。会長含めて 15 名により構成される組織である。

## ②その他の法律職

法務総裁 (Attorney General)、追加法務総裁 (Additional Attorney General)、副法務総裁 (Deputy Attorney General) および法務総裁補佐 (Assistant Attorney General) は、1972 年バングラデシュ法務官令において定義付けられた法務官の内訳である。法務総裁は、国の法務官としては最高位に位置づけられ、憲法第 64 条に基づき大統領により、経験豊かな最高裁付き弁護士の中から任命される。上記のうち、法務総裁補佐以外の 3 つの役職については、最高裁判事と同等の資格を持たなければならない。そのため、たとえば法務総裁に関しては最高裁判事の定年年齢が 67 歳であることから、この年齢を超えている者は任命できないとされている。ただし、法務総裁等の定年については規定がないため、大統領の求めがある限り 67 歳を超えてもその職に就き続けることができる。法務総裁補佐については、最高裁において 5 年以上の弁護士経験を持たなければならない。

国が訴訟の当事者となる際には、国を代表して訴訟に関与することになる。また、法務総裁は、重要な憲法問題または法律問題について諮問を受けたとき、意見を述べることもある。こうした役割から、法務総裁は政治的役職なのか否か、という疑問が呈される場合もあるが、これに対して Islam [前掲:452]は、政策策定に関与するわけでもなく、また、論理的には「国」を代表するのであって「政府」を代表するわけではないことから、政治的側面はないという意見を示している。もっとも、近年は「政府の代理人」という印象が強いのではないかと、という意見も同時に示している。

なお、法務官に着任している間でも、私的に弁護士活動を行うことは認められている。ただし制限はあり、たとえば刑事訴訟において被告人の代理人となることは認められていない。

上記以外の法律職としては、検察官 (Public Prosecutor) と政府方申立人 (Government Pleader) とがある。検察官は下位裁判所において、刑事事件に関わる訴訟の提起などを行う。これに対し、政府方申立人は、民事事件において、訴訟を提起する。これらの役職については、地域弁護士会のメンバーから任命される。この任命については、政治的に決定される部分もあるといわれ、問題点の一つとして挙げる者もいる。

## (3) 司法研修所 (Judicial Administration Training Institute : JATI) <sup>49</sup>

### ①JATI の組織と活動内容

JATI は、その設置法 (1995 年司法研修所設置法 : 以下 JATI 法と略) によれば司法官

職や弁護士に対して、その能力向上のための研修を行うために設置された機関である。その拠点は大ダッカにあり、運営の中心となる運営会議（management board）は、最高裁長官が職権によりその議長となり、その他のメンバーとしては 2 名の最高裁判事、法務総裁、司法省書記官、バングラデシュ弁護士会連合副会長、最高裁弁護士会会長などである。また、司法大臣がアドバイザーとなる。また、事務局長が置かれるが、これは最高裁判事あるいはその経験者、またはこれと同等の資格を持つ者が就任する（JATI 法第 11 条第 1 項、第 1a 項）

JATI の活動内容は、JATI 法第 7 条によると次のとおりである。

- ・ 裁判官、法務官、弁護士、裁判所・審判所職員に対して研修を実施する
- ・ 起案技術などの研修を行う。また、海外援助機関との協働で、海外からの研修員に対して同様の研修を行う。
- ・ 裁判所の運営に関して調査研究を行い、その結果を公開する。
- ・ 司法制度や司法官の業務の改善のため、国際会議などを開催する。
- ・ 司法制度や裁判所の運営に関して、定期的な刊行物を発行する。
- ・ 司法制度や裁判所の運営に関して、政府に助言を行う。
- ・ 研修プログラムのカリキュラムなどを決定する。
- ・ 研修修了者への証明書の発行
- ・ 図書館および読書室の整備

## ②JATI における研修

JATI の中心的活動は裁判官等に対する研修の実施であるが、内容面ではさまざまな研修が実施されている。

- ・ 判事補任官者向け基礎研修

新規に判事補に任官した者に対して、原則として 4 週間の研修を行う。手続法、実体法についての基礎的知識をつけることを目的としている。なお、2010 年 9 月には第 100 回の判事補任官者向け基礎研修が実施されている。

- ・ 裁判官に対する継続的研修

職位に関わらず、裁判官に対する継続的研修として実施されている（場合によっては、昇進に際して研修を受けることもある）。その期間や内容は多岐にわたっている。

- ・ 司法マジストレイトに対する研修

特別なニーズに応じた研修も行われるが、マジストレイトに対する研修もその一つである。2007 年 11 月までに、236 人の司法マジストレイトがこれを受講している。

- ・ ADR に関わる裁判官・弁護士に対する研修

新たな法律が制定されたり、法律が改正されたりした際に研修が行われることもある。ADR に関わる法律が制定されたり、民事訴訟法典が改正されたりしたのに伴って行われた

研修では、453名の参加者があった。

・政府方申立人・検察官・裁判所職員向け研修

裁判官以外にも、検察官や裁判所職員などを対象に研修を実施している。それぞれの業務内容に合わせたプログラムが組まれている。裁判所職員については、法廷補助員のほか、記録員や速記者などを対象に研修が行われてきている。

・その他

情報技術に関する研修のほか、判決の向上を目指したプログラムなどが実施されている。判決に関しては、参加者がそれぞれ自らの判決文を持参し、それについて参加者同士で合評するなどしている。

### ③JATIにおける研修の手法

研修の特徴は、まずニーズに応じたプログラムを組んでいることにあり、使用言語は主に英語である。研修手法はさまざまで、たとえば講義形式のものは、最高裁判事、研修所事務局長や職員、弁護士、学者、様々な分野における専門家による講義が行われる。なお、講義においては双方向型の講義が取り入れられている。

ただし研修は講義形式のものばかりではない。たとえばケーススタディ形式のものでいえば、研修員は提示された事件（民事または刑事）について、場合によっては模擬裁判などを実施しながら、自ら判決を書く。判決は研修所事務局長や職員により評価される。こうして、判決の問題点が明らかにされるとともに、法に基づき正確に判決文を書くためのガイドラインが示されることとなる。プレゼンテーション型のクラスでは、法学雑誌などから選択された事例を取り上げ、参加者それぞれが問題解決に向けての発表を行うというものがある。この場合も事務局長が問題解決を進めていくための重要な役割を担う。この形式では、参加者が複雑な法律問題から解決を見出していく力を養うことが期待されている。

ディスカッションも研修において取り入れられている手法である。グループディスカッションでは、さまざまな論点が含まれている問題が与えられ、各グループにおいて決定されるべき点について討論を行う。事務局長はこのセッションを総括しながら、問題についての正しい決定を示す、という形で進められる。また、オープンディスカッションでは、各グループから2名が代表してオープンに討論を行い、他のグループの研修員も質問を行っていくというものである。こうした方法を通じて、知識の強化が図られるとされる。なおいずれのコースにおいても、最高裁長官の意向もあり、裁判官としての倫理についてのディスカッションも行われる。

また、模擬裁判も実施される。民事および刑事のいずれでも行われるもので、新任の判事補および司法マジストレイトが対象である。研修員は、事務局長の参加する中、供述を記録したり、主張を聞いたりし、判決文も書かなければならない。このような模擬裁判は、

新任の裁判官が民事、刑事のいずれのケースにおいても、手続きを学ぶ良い機会になるとされている。

#### ④DANIDA-JATI プロジェクト

司法改革の項において前述の DANIDA は、デンマーク人権、良い統治および民主化に関わる開発政策（The Danish Development Policy on Human Rights, Good Governance and Democratisation）の一環として、司法を通じての社会正義の実現のため、JATI における県判事裁判所レベルの裁判官への研修に関わるキャパシティビルディングに対する技術協力を行った。これが DANIDA-JATI プロジェクトとして紹介されているものである。

本プロジェクトは、2002 年から 5 年間の計画で実施されたものである。DANIDA が拠出する援助は約 9000 万タカであった。なお、本プロジェクトは世界銀行の法的・司法的キャパシティビルディングプロジェクトの一環をなすものである。

本プロジェクトの主要な内容としては、

- ・研修計画の開発および実施
- ・研修のニーズを分析するツールの開発および実行
- ・研修カリキュラム、研修用教材、視聴覚副教材の開発
- ・研修教員に対する研修
- ・対象者に対する研修の開発および実施

となっている。

まず研修の準備段階として、コンピュータを効率的な裁判所運営のための道具として導入し、ケースの（時間的）管理のためのフォーマットを作成する。また、現代社会のニーズに応えるために、司法の公平性、独立性、説明責任、透明性や、法医学の効果的活用などについてカリキュラムに取り入れる。同時に、人権についても研修カリキュラムに導入する。とくに、女性や子どもを抑圧する法律について、ジェンダー問題、市民的権利及び自由、迅速かつ公平な裁判を受ける権利などについて取り上げる。

本プロジェクトの下で、288 名の県判事（セッション判事）、追加県判事、共同県判事、上級判事補および判事補が、208 名の最高裁および県判事裁判所の裁判所職員が、そして 37 名の JATI 研修教員が研修を受講した。こうしたプロジェクトの下で、JATI の活動も活性化されたと評価している。また、コンピュータ技術に関する研修も大きな結果を残しているとされている。

#### まとめ

バングラデシュの司法制度について、その組織およびこれを支える活動に焦点を当てて紹介した。これまでも、さまざまな海外援助機関が支援活動を実施している中で、その業績は基本的に裁判官の能力向上か、あるいは訴訟の滞留問題解消のための運営改善に力点

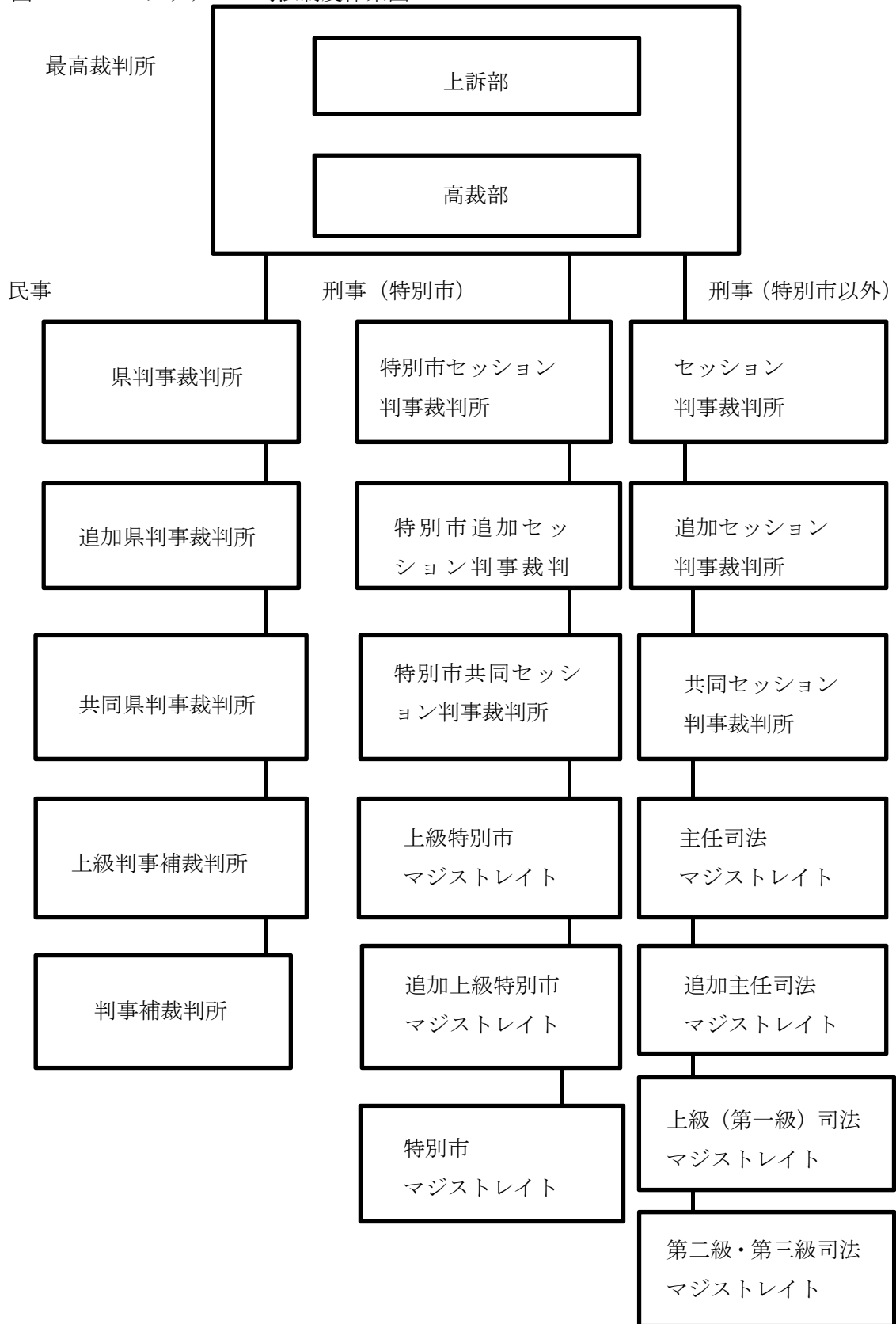
が置かれているということができる。

近代法制度をイギリスから継受したバングラデシュは、その法制度・司法制度は長い歴史を持っている。その中で制度的には、下位裁判所のあり方や、通常裁判所以外に多岐にわたる審判所や村法廷などの制度があるなど、複雑な面がある。また、地方レベルでは公的な紛争解決手段よりも、宗教指導者による裁定や伝統的集会による決定が用いられ、ときにそれが弱者を抑圧する事態をも引き起こしているという問題も見られる。ただし、これらの手法が用いられる背景には、その方が時間的・費用的に負担が軽く、有用であるという点がみられ、非公式的紛争解決手法の抱える問題点を解決し、これを有効に活用する方策は検討されるところである。

上述の制度的問題点に加え、三点の事実面での課題が取り上げられうる。まず、政治性と司法の独立の問題である。検察官の任命にもあるように、司法に対し政治勢力が関与する余地がみられる。また、これを背景に憲法第 16 次改正の問題があり、司法の独立のあり方が議論の対象となっている状況がある。次に、おそらく最大の問題となっているのが、訴訟の滞留である。これを解消する目的で村法廷をはじめとするさまざまな機関を設けたり、あるいはケース管理の効率性を上げるために海外の援助機関からの支援を受けてプロジェクトを実施したりしている状況がある。現地での聞き取りにおいても、この問題を背景に IT 技術の導入を海外からの支援に求めたいという意見が多く見られた。短期的に劇的な改善がなされうる問題ではないと考えられるが、バングラデシュの司法について検討するうえで常に念頭に置かれるべき課題であろうと思われる。最後に、透明性の問題である。前掲のアンケート調査において、公的な紛争解決機関を利用する際に、問題となることの一つに賄賂の収受があった。JATI の研修においても裁判官の倫理に関わるディスカッションが必ず実施されているということであるが、今後検討されるべき課題とされていることの表れであろう。

今後、バングラデシュの司法について継続的に検討していくためには、バングラデシュの政治状況および経済・社会政策（宗教問題を含む）の把握が求められ、また、隣国インドなどとの比較の視座を持って考察することが必要になると考えられる。

図一 1. バングラデシュ司法制度体系図



参考文献

和文

浅野宜之「インドにおける公益訴訟の展開と課題—第三世代の公益訴訟を中心に—」『関西大学法学論集』第62巻第4・5号、2013年、pp.297-324.

栗津卓郎『バングラデシュの基本法制に関する調査研究』2014年

孝忠延夫・浅野宜之『インドの憲法—21世紀「国民国家」の将来像—』関西大学出版部、2006年

佐藤創「バングラデシュ」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、2009年、pp.358-382.

佐藤創「バングラデシュにおける公益訴訟の展開—インド公益訴訟との比較—」『アジア経済』第48巻3号、2007年、pp.2-28.

高田峰夫『バングラデシュ民衆社会のイスラム意識の変動—デシュとイスラーム』明石書店、2006年

萩野芳夫「バングラデシュ人民共和国」萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集（第2版）』明石書店、2007年、pp.45-85.

英文

Asaduzzaman, Md. and Md. Ershadul Karim, Trends in Legal Education in Bangladesh: A Critical Review on Practical Aspects', in Sarker, S. P. (ed.) *Legal Education in Asia*, Eleven International Publishing, Hague, 2014, pp.235-255.

AVC (Activating the Village Court in Bangladesh Project) , *Annual Report 2013 of Activating the Village Court in Bangladesh Project*

AVC (Activating the Village Court in Bangladesh Project) , *Baseline Survey Report on Village Court in Bangladesh*, Activating the Village Court in Bangladesh Project, 2010  
Al Masud, Abdullah, *A Compilation of Legal Practitioners and Bar Council Laws*, Muhit Publications, Dhaka, 2014.

The Asia Foundation, *Protecting the Common Goods: Successes in Public Interest Litigation*, The Asia Foundation, Dhaka, 2002.

BLAST, *Annual Report of 2011*, Bangladesh Legal Aid and Services Trust, Dhaka, 2011.

Halim, MD. Abdul, *The Legal System of Bangladesh*, CCB Foundation, Dhaka, 2014.

Islam, Mahmudul, *Constitutional Law of Bangladesh (3<sup>rd</sup> ed.)* Mullick Brothers, Dhaka, 2012.

Judicial Strengthening, Annual Report 2013, Judicial Strengthening, Dhaka, 2014.

Judicial Strengthening, Case Management Guidelines for District Courts, Judicial Strengthening, Dhaka, 2014.

Judicial Strengthening Project, *Summary Report on Court Services Situation Analysis*,  
Judicial Strengthening Project, Dhaka, 2013.

Khan, Md. Ansar Ali, *Legal System of Bangladesh*, National Law Book House, Dhaka,  
2013.

Kolisetty, Akhila, *Examining the Effectiveness of Legal Empowerment as a Pathway  
out of Poverty: A Case Study of BRAC*, Justice and Development Working Paper Series,  
26/2014, The World Bank, Washington DC, 2014.

Mehedi, R. I, *Civil Litigation in Bangladesh*, Saquib Mohammad Sadman, Dhaka, 2009.

Mollah, Awal Hossain *Judiciary, Government Accountability and Good Governance: A  
Critical Review of Bangladesh and South Asia*, Academia Press, Palo Alto, 2014.

Rahman A. '16<sup>th</sup> Amendment of the Constitution: Another View', *Daily Star*, Sep23 of  
2014,

Talukder, S.M. Hassan *Law and Judiciary in Bangladesh: An Appraisal*, Bangladesh  
Law Research Centre, Dhaka, 2011.

その他、注に記載したウェブサイトなどを参照した。

---

<sup>1</sup> High Court (Bengal) Order, 1947.

<sup>2</sup> Federal Court (Enlargement of Jurisdiction) Act, 1950 および Privy Council (Abolition  
of Jurisdiction) Act, 1950 による。

<sup>3</sup> Mollah [2013] p.76

<sup>4</sup> Islam [2012] p.578, note 5.

<sup>5</sup> *Hassan MS Azim v. Bangladesh* (2011) BLC 800.

<sup>6</sup> 憲法第 16 次改正法の内容については、バングラデシュ司法省のウェブサイトを参照のこと。  
<http://bdlaws.minlaw.gov.bd/>

<sup>7</sup> 詳細については、次項「公益訴訟」参照のこと。

<sup>8</sup> Halim [2014: 95]

<sup>9</sup> なお、同様の規定はパキスタン憲法第 186 条、スリランカ憲法第 129 条、マレーシア憲  
法第 130 条などにみられる。

<sup>10</sup> *Gulab Singh v. Collector of Farrukhabad*, AIR 1953 All 585.や、*Narayandeju v.  
Labour Appellate Tribunal*, AIR 1957 Bom 142.などを参照。

<sup>11</sup> <http://www.supremecourt.gov.bd/web/> を参照のこと。

<sup>12</sup> 判事補裁判所は 6000 タカ、上級判事補裁判所は 1 万タカ、共同判事裁判所は 2 万タ  
カを上限とする。

<sup>13</sup> 元来民事訴訟法典第 100 条、第 101 条および第 103 条は二度目の上訴について規定して  
いたが、1978 年法改革令により削除された。

<sup>14</sup> *Nurul Huda v. Bahauddin & Others*, 9 BLD (HCD) 271 において、追加セッション判事  
および共同セッション判事は、独立した裁判所に置かれるものではないことが確認されて  
いる。

<sup>15</sup> 行政マジストレイト (Executive Magistrate) は司法権限を持たず、許認可業務や起訴  
手続きなどに当たる。政府は、県または特別市圏に行政マジストレイトを任命する。その  
うちの 1 名が県マジストレイトとなる。行政マジストレイトはバングラデシュ行政官職  
(Bangladesh Civil Service) の中から選任されるが、コミッショナー補 (Assistant  
Commissioner) や追加副コミッショナー (Additional Deputy Commissioner) がその管



---

轄する県において、あるいは郡行政長官（Upazila Nirbahi Officer）がその管轄する郡において、行政マジストレイトとしても任命される。

16 同様のものでも特別大都市マジストレイト（Special Metropolitan Magistrate）と呼ばれるものは存在する。刑事訴訟法典第 12 条第 5 項参照。

17 2006 年労働法第 210 条第 2 項、第 3 項

18 同上第 9 項

19 同上第 16 項

20 高田[前掲: 366-369]参照のこと。

21 第二級マジストレイトは懲役 3 年まで、第三級マジストレイトは懲役 2 年までしか宣告することができない。

22 Naziz Ahmed [2013]参照。

23 ‘JS body okays Constitution amendment Bill in 3days’ *Daily Observer*, 11 Sept. 2014 <http://www.observerbd.com/2014/09/11/42529.php>

24 このほか、The Asia Foundation [2002]なども詳細に検討している。

25 *Kazi Mukhlesur Rahman vs. Bangladesh and another*, 26 DLR AD.

26 インドにおいても「ケーサヴァナンダ・バーラティ判決」において「憲法の基本構造」論が採られ、立法部といえども憲法改正しうる範囲には限界があり、基本構造とされる部分については改正しえないという判断を示している。

27 *Syed Muhammad Mishiur Rahman v. President of Bangladesh and another*, 17 BLD (1996) 483.

28 *Abu Baker Siddique vs. Justice Shahabuddin and others*, 49 DLR (1997) 1.

29 佐藤[前掲: 14]

30 インドでは、こうした問題を取り扱う公益訴訟について「第三世代の公益訴訟」とも類別している。浅野[2013]参照のこと。

31 次項で取り上げる、民間組織である BLAST は、その活動の一つとして公益訴訟の提起を挙げている。実際に、1993 年の発足から 2011 年までの間に 93 件の公益訴訟を提起している。その内容はさまざまであるが、たとえば使用人として雇われた子どもの虐待問題、物乞いに対する犯罪行為、道路の安全性に関わる問題などが訴訟として提起されている。

32 以下の記述は、主に BLAST[2011]に基づくものである。

33 2000 年に法律扶助法が制定されたものの、その後制度は十分に整備されたとはいえなかった。2009 年には職員のいる法律扶助事務所は 2 か所だけであったが、2014 年現在では 41 県の県判事裁判所に事務所が設置されるに至っている。また、2010 年 12 月にはフルタイムの職員がすべての県判事裁判所に置かれている。

34 BRAC Annual Report 2013, pp.48-49.

35 Kolisetty[前掲: 31-41]

36 2006 年法 19 号。これ以前に、1976 年村法廷令（Village Court Ordinance）が施行されていたが、同法の制定とともに廃止された。

37 バングラデシュの基層自治体であるユニオンにおかれる機関。議長および議員で構成される。

38 なお、犯罪については、財物などの価値が 25000 タカを超えないものでなければならない。

39 Government of Bangladesh, UNDP project Document

[http://www.villagecourts.org/Files/Pro\\_doc.pdf](http://www.villagecourts.org/Files/Pro_doc.pdf)（2015 年 2 月 24 日アクセス）参照。

40 2013 年度年次報告書では 351 か所となっており、村法廷の数自体にはほとんど変化がないことが分かる。同報告書については、以下 GOB [2013]と略。

41 なお 2010 年は、解決件数は 110 件にすぎなかったが、2011 年には 5989 件、2012 年には 14004 件、2013 年には 15276 件と、徐々に解決件数も伸びてきている。

---

42 JUST [2013]を参照した。

43 当該質問については、各世帯での回答ではなく各世帯 2 回答を提示している。したがって、この質問への回答数は 4326 であったが、回答した世帯数はその 2 分の 1 の 2163 世帯となる。JUST 前掲 p.13

44 県判事が議長となり、不在の時は最先任の判事が議長となる。メンバーは、弁護士など司法関係者となる。人数は明確にされていないが、ガイドラインの冊子に掲載された、キショールガンジ県におけるケース管理委員会の会合の写真では、約 20 名が会合に参加している。

45 なお、本項の執筆に当たっては Asaduzzaman and Karim [2014]を主に参照した。

46 同報告書については、<http://lc.gov.bd/report84.htm> 参照。

47 2014 年 9 月に筆者が訪問した際に見た限りであり、一般化はできない。ただし、別に訪問した私立大学の建物に比べると、設備面で十分とはいえないように感じられた。

48 法務総裁、追加法務総裁、副法務総裁などを指す。詳細については後述する。

49 本項の記述は、主に JATI のウェブサイト <http://www.jatibd.org/> を主に参照した。